

第6章 災害応急対策計画

- 第1節 災害情報集・伝達計画
- 第2節 災害通信計画
- 第3節 災害広報計画
- 第4節 応急措置実施計画
- 第5節 避難対策計画
- 第6節 救助救出計画
- 第7節 災害警備計画
- 第8節 交通応急対策計画
- 第9節 輸送計画
- 第10節 食料供給計画
- 第11節 給水計画
- 第12節 上下水道施設対策計画
- 第13節 衣料、生活必需物資供給計画
- 第14節 石油類燃料確保計画
- 第15節 電力施設災害応急計画
- 第16節 医療救護計画
- 第17節 防疫計画
- 第18節 廃棄物等処理計画
- 第19節 家庭動物対策計画
- 第20節 文教対策計画
- 第21節 住宅対策計画
- 第22節 被災宅地安全対策計画
- 第23節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画
- 第24節 障害物除去計画
- 第25節 応急土木対策計画
- 第26節 農林業対策計画
- 第27節 労務供給計画
- 第28節 ヘリコプター要請・活用計画
- 第29節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画
- 第30節 広域応援計画
- 第31節 職員応援派遣計画
- 第32節 防災ボランティアとの連携計画
- 第33節 災害義援金募集配分計画
- 第34節 災害応急金融計画
- 第35節 災害救助法の適用と実施

災害応急対策計画は、基本法第50条第1項の趣旨を達成するため、災害時に災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するための計画で、同条第2項に定める災害応急対策の実施責任者が実施するものである。

第1節 災害情報収集・伝達計画

主な本部関係部署 総務対策部総務班

この計画では、災害応援対策等の実施のため必要な災害情報、被害状況報告等の収集及び伝達等について定める。

1 情報及び被害状況報告の収集、連絡

災害情報及び被害状況報告（以下「災害情報等」という。）の収集連絡は、災害の予防及び応急対策を実施する基本となるものである。

防災関係機関は、それぞれが有する情報組織、情報収集手段、通信ネットワーク等を全面的に活用し、迅速・的確に災害情報等を収集し、相互に共有するものとする。

(1) 災害情報等収集及び連絡

- ① 市長は、災害時、速やかに情報を収集し、所要の応急対策を講ずるとともに、その状況を関係機関に連絡する。
- ② 災害情報等の伝達・連絡体制は、第2章第4節「気象業務に関する計画」(P28)に準ずるものとし、資料P18「防災関係機関連絡先一覧」を利用する。

(2) 北海道への通報

市及び防災関係機関は、発災後の情報等について、次により北海道（上川総合振興局）に通報する。

- ① 災害の状況及び応急対策の概要 ⇒ 発災後速やかに
- ② 災害対策本部等の設置 ⇒ 災害対策本部等を設置したとき直ちに
- ③ 被害の概要及び応急復旧の見通し ⇒ 被害の全貌が判明するまで、又は応急復旧が完了するまで随時
- ④ 被害の確定報告 ⇒ 被害状況が確定したとき

(3) 北海道への被害状況報告

災害が発生した場合、市長は、資料P21「災害情報等報告取扱要領」に基づき北海道（上川総合振興局）に報告する。ただし、資料P32に掲げる「直接即報基準」に該当する火災・災害等については、第1報を直接消防庁に報告する。

消防庁連絡先

○平日

応急対策室	NTT 回線	電話	03-5253-7527	FAX	03-5253-7537
	衛星通信	電話	048-500-90-49013	FAX	048-500-90-49033

○夜間休日

宿直室	NTT 回線	電話	03-5253-7777	FAX	03-5253-7553
	衛星通信	電話	048-500-90-49102	FAX	048-500-90-49036

○災害対策本部設置時

情報集約班	NTT 回線	電話	03-5253-7510	FAX	03-5253-7553
	衛星通信	電話	048-500-90-49175	FAX	048-500-90-49036

災害の経過に応じ把握した事項を逐次報告するものとし、報告の区分は、速報、中間報告、最終報告とする。また、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講ずることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報収集に努め、被害の詳細が把握できない状況にあっても、当該情報を迅速に北海道（上川総合振興局）及び国（消防庁）に報告するよう努める。

(資料P18：「防災関係機関連絡先一覧」)

(資料P20：「災害情報等報告取扱要領」)

(資料P31：「直接即報基準」)

第2節 災害通信計画

主な本部関係部署 総務対策部総務班

1 通信手段の確保等

市及び防災関係機関は、災害発生直後は、災害情報連絡のための通信手段を確保するため、直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を行う。

なお、その場合において、応急復旧対策のために必要な場所を確保し、提供するものとする。

また、災害時の防災関係機関相互の通信連絡は、東日本電信電話株式会社等の公衆通信設備、防災関係機関が設置した通信設備、衛星携帯電話等の移動通信回線の活用等により行うものとし、電気通信事業者は、災害時において、防災関係機関の重要通信を優先的に確保するものとする。

2 電話、電報の優先利用及び通信途絶時における措置等

前項における通信設備等が使用できない場合は、次の方法により通信連絡を行うものとする。

(1) 電話による通信

電気通信業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するものとする。

なお、災害時優先電話は、発信は優先されるが、着信については通常電話と同じ扱いとなることに留意すること

(2) 電報による通信

① 非常扱いの電報

天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な内容を事項とする電報。

② 緊急扱いの電報

非常扱いの電報を除くほか、公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする電報。

なお、非常扱いの電報は、緊急扱いの電報より優先する。

③ 非常・緊急電報の利用方法

1 115番（局番なし）をダイヤルしNTTコミュニケータを呼び出す

2 NTTコミュニケータが出たら

- ・「非常又は緊急扱いの電報の申込み」と告げる。
- ・あらかじめ指定した登録電話番号と通話責任者名等を告げる。
- ・届け先、通信文等を申し出る。

④ 電気通信事業法及び契約約款に定める電報内容、機関等

- ・非常扱いの電報は、次の事項を内容とする電報を次の機関等において発信し、又は配達を受ける場合に限り取り扱う。

電報の内容	機関等
1 気象、水象、地象若しくは地道の観測の報告又は警報に関する事項であって、緊急を要するもの	気象機関相互間
2 洪水、津波、高潮等が発生し、若しくは発生するおそれがあることの通報又はその警報若しくは予防のため緊急を要する事項	水防機関相互間 消防機関相互間 水防・消防機関相互間
3 災害の予防又は救援のために緊急を要する事項	消防機関相互間 災害救助機関相互間 消防・災害救助機関相互間
4 鉄道その他の交通施設（道路、港湾等を含む）の災害の予防又は復旧その他輸送の確保に関し、緊急を要する事項	鉄道の確保に直接関係がある機関相互間
5 通信施設の災害の予防又は復旧その他通信の確保に関し、緊急を要する事項	通信の確保に直接関係がある機関相互間
6 電力設備の災害の予防又は復旧その他電力の供給の確保に関し、緊急を要する事項	電力の供給の確保に直接関係がある機関相互間
7 秩序の維持のため緊急を要する事項	警察機関相互間、防衛機関相互間 警察・防衛機関相互間
8 災害の予防又は救援のため必要な事項	天災、事変その他非常事態が発生し、又は発生するおそれがある事を知った者と前各欄に掲げる機関との間

・緊急扱いの電報は、次の事項を内容とする電報を次の機関において発信し、又は配達を受ける場合に限り取り扱う。

電報の内容	機関等
1 火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故その他人命の安全に関わる事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救助、復旧等に関し、緊急を要する事項	(1) 非常扱いの電報を取り扱う機関相互間 （上記表の8に掲げるものを除く） (2) 緊急事態が発生し、又は発生するおそれがある事を知った者と(1)の機関との間
2 治安の維持のため緊急を要する事項	(1) 警察機関相互間 (2) 犯罪が発生し、又は発生するおそれがある事を知った者と警察機関との間
3 天災、事変その他の災害に際しての災害状況の報道を内容とするもの	新聞社、放送事業者又は通信社の機関相互間
4 船舶内の傷病者の医療について指示を受け又は指示を与えるために必要な事項	船舶と別に定めた病院相互間
5 水道、ガス等の国民の日常生活に必要不可欠な役務の提供その他生活基盤を維持するため緊急を要する事項	(1) 水道、ガスの供給の確保に直接関係がある機関相互間 (2) 預貯金業務を行う金融機関相互間 (3) 国又は地方公共団体（①の表、本表1～5(2)に掲げるものを除く）相互間

(3) 公衆通信設備以外の通信

公衆通信設備以外の通信として災害時緊急に利用できる通信施設は、概ね次のとおりである。

- ① 市移動系防災行政無線による通信
市が所有する移動系防災行政無線を使用して行う。
- ② 北海道総合行政ネットワークによる通信
北海道の本庁、総合振興局又は市町村等を経る行う。
- ③ 衛星携帯電話による通信

市が所有する衛星携帯電話を使用して行う。

- ④ 消防無線による通信
士別地方消防事務組合消防本部、消防署、同移動局（消防車）等を経て行う。
- ⑤ 警察電話又は警察無線による通信
北海道警察本部、方面本部、警察署、同移動局（パトカー）等を経て行う。
- ⑥ 北海道開発局関係無線による通信
北海道開発局、開発建設部を経て行う。
- ⑦ 北海道総合通信局からの非常貸与による移動通信機器による通信
北海道総合通信局から移動通信機器の貸与を受けて通信を行う。貸与を希望する場合は、総務省総合通信局防災対策推進室（電話011-747-6451）に必要事項を連絡し、依頼する。

(4) 通信途絶時等における措置

(1)から(3)までに掲げる各通信系を持って通信を行うことができないとき、又は著しく困難であるときは、陸上自衛隊の通信網や北海道旅客鉄道株式会社の鉄道電話を通じた通信依頼、アマチュア無線等を活用するなど、臨機の措置を講じて通信の確保を図る。

第3節 災害広報計画

主な本部関係部署 総務対策部総務班
市民対策部自治・広報班

この計画では、災害時に被災地住民や市民、報道機関等に対して正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図り、適切な判断による行動がとられるようにするために市が行う災害広報について定める。

1 予防対策広報

平常時においては、各種災害に備えての知識、準備等について、市広報紙等を通じて適宜周知する。また、災害時には、予想される災害の規模や被害を防止する上での注意事項等について、戸別受信機を含む同報系防災行政無線、生活情報アプリ、電話、広報車等で周知する。

2 災害時の広報

災害時には、市と防災関係機関が連絡を密にして広報活動を行う。

(1) 災害情報等の収集

災害情報等の収集は、次に掲げるところによる

- ① 災害現場の情報収集及び写真撮影
- ② 報道機関その他関係機関及び住民等の取材による写真の収集
- ③ その他関係する資料の収集

(2) 発表責任者及び広報班

- ① 災害情報等の発表及び広報は、市民自治対策部長が責任者としてその任に当たる。
- ② 災害情報等の広報活動は、市民自治対策部自治環境・広報班が行う。なお、事前に本部長の承認を得ることとし、一般職員にも庁内放送・庁内LANにより状況の推移を周知する。

(3) 広報の方法及び内容並びに報道機関に対する発表

- ① 広報の方法
一般住民及び被災者に対する広報は、広報車、チラシ、電話、同報系防災行政無線、生活情報アプリ（しべつ暮らしナビ）、Lアラート（災害情報共有システム）、SNS等によるものとし、状況により放送局、新聞社等の報道機関に協力を求め迅速に行う。
- ② 広報の内容
広報の内容は、次のとおりとし、災害情報及び応急措置の状況などを具体的にわかりやすく行

う。なお、災害時避難行動要支援者に対する伝達には特に留意する。

- ・災害情報及び関係機関、住民への注意事項
- ・避難場所の位置及び危険区域等
- ・災害応急対策及び復旧事業の実施状況
- ・火災状況（発生箇所、避難指示等）
- ・交通及び通信の状況（交通機関運行状況、不通箇所、開通見込日時、通信途絶区域等）
- ・医療救護所の開設状況
- ・給食、給水実施状況（日時、場所、量、対象者等）
- ・医療、生活必需品等供給状況（日時、場所、種類、量、対象者等）
- ・住民の心得等人心の安定及び社会秩序保持のために必要な事項

③ 報道機関に対する発表

収集した被害状況、災害情報等は、その都度次の要領により報道機関に対して発表する。また、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、各報道機関が行う独自の取材活動に対して積極的に情報・資料を提供するなどして協力するものとする。

- ・災害の種別（名称）及び発生年月日
- ・災害発生場所又は被害甚大地域
- ・被害状況（交通、通信、火災、電気・ガス・上下水道、道路・橋梁等の被害状況）
- ・災害救助法適用の有無
- ・応急対策の状況
- ・本部の設置又は廃止
- ・人心・民生の安定及び社会秩序保持のために必要な事項

④ 各関係機関等に対する連絡

必要がある場合は、市内の公共機関、各種団体等に対して災害情報を提供する。

(4) 住民等からの問合せ体制

総務対策部総務班は、住民等からの被害情報や生活関連情報の問い合わせ、苦情に対する対応に当たる。また、被災状況により被災者相談所を開設したときは、速やかに広報車等により住民に周知するとともに、住民からの要望事項は直ちに所管対策部又は関係機関に連絡し、迅速かつ適切な処理がなされるよう努める。

第4節 応急措置実施計画

主な本部関係部署 総務対策部総務班

この計画では、災害時において市及び防災関係機関が実施する応急措置について定める。

1 応急措置の実施責任者

基本法その他法令に定める応急措置の実施責任者は、次のとおりである。

- (1) 市長、市の委員会又は委員、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等
- (2) 水防管理者（市長）
- (3) 消防機関の長（土別地方消防事務組合消防長）
- (4) 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長
- (5) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官
- (6) 北海道知事
- (7) 警察官等
- (8) 指定公共機関及び指定地方公共機関

2 市長が実施する応急措置

措置区分	措置内容等	根拠法令
警戒区域の設定	人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。	基本法第63条第1項
応急公用負担等の実施	① 応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、市の区域内の他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用することができる。この場合、占有者等に対する通知又は公示を行い、当該処分により通常生ずべき損失の補償を行う。 ② 現場の災害を受けた工作物又は物件で当該応急措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置をとることができる。この場合、除去した工作物等を保管し、占有者等に対し当該工作物を返還するため、必要な事項の公示を行う。 ③ 応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、市の区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる。	基本法第64条、第65条
他の市町村長等に対する応援の要求	応急措置を実施するために必要があると認めるときは、他の市町村長等に対し、応援を求めることができる。この場合、応援を求められた市長村長等は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。また、応援に従事する者は、市長の指揮のもとに行動するものとする。	基本法第67条
北海道知事に対する応援の要求	応急措置を実施するため必要があると認めるときは、北海道知事に対し、応援を求め、又は応急措置の実施を要請することができる。この場合、北海道知事は正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。	基本法第68条
損害補償	応急措置の業務に従事させた場合において、当該業務に従事した者がそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償しなければならない。	基本法第84条第1項

第5節 避難対策計画

主な本部関係部署 健康福祉対策部救護班
初動警戒・避難所対策班

この計画では、災害時において住民の生命及び身体の安全、保護を図るために実施する避難措置について定める。

1 避難実施責任者及び措置内容並びに連絡及び協力

災害時において、人の生命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要があると認めるときは、市長等避難実施責任者は、次により避難のための立退きの指示を行う。また、避難時の周囲の状況等により屋内にとどまっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避等の安全確保措置を指示する。

(1) 避難実施責任者及び要件

実施責任者	避難指示、安全確保措置指示を行う要件	根拠法令
市長	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時において、人の生命又は身体を災害から保護し、災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき ・洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき 	基本法第60条 第1項～第5項 水防法第29条
北海道知事	<ul style="list-style-type: none"> ・災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき 	基本法第60条 第6項～第8項
警察官	<ul style="list-style-type: none"> ・市長が避難指示、安全確保措置の指示をすることができないと認めるとき ・市長から要求があったとき ・人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要する場合 	基本法第61条 基本法第61条 警察官職務執行法第4条
災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	<ul style="list-style-type: none"> ・人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要する場合で、警察官がその場にはいない場合 	自衛隊法第94条
北海道知事、知事の命を受けた北海道職員	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき ・地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき 	水防法第29条 地すべり等防止法第25条

(2) 連絡及び協力

北海道知事、市長及び士別警察署長は、避難のための立退きの指示又は屋内での待避等の安全確保措置の指示を行った場合は、相互に連絡を取り合うものとする。

また、士別警察署長は、市長が行う避難指示について、関係機関と協議し、諸般の情勢を総合的に判断し、指示等の時期、避難先、事後の警備措置等に必要な助言と協力を行うものとする。

2 高齢者等避難及び避難指示並びに屋内での待避等の安全確保措置指示区分の基準

種別	発令基準
高齢者等避難	① 避難行動要支援者など特に避難行動に時間を要する者（その支援者も含む。）が避難行動を開始しなければならない段階で、人的被害の発生する可能性が高まったとき。 ② 避難に時間を要する人以外も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど、普段の行動を見合わせたり、避難の準備をしたり、自主的に避難することが適当であるとき

種別	発令基準
避難指示	① 高齢者等避難より状況が悪化し、事前に避難を要すると判断されるとき。 ② 災害を覚知し、災害の拡大が予想され、事前に避難を要すると判断されるとき。 ③ 状況が悪化又は著しく危険が切迫し、緊急に避難を要すると認められるとき。
屋内での待避等の安全確保措置指示	① 避難を行うことによりかえって人の生命、身体に危険が及ぶおそれがあると認められるとき。

※高齢者等避難、避難指示を以下「避難指示等」という。

3 避難指示等及び屋内での待避等の安全確保措置指示の周知

避難指示等又は屋内での待避等の安全確保措置指示は、第2章第4節「気象業務に関する計画」(P28)に定める伝達システムにより、警察、消防等関係機関と密接な連絡をとりながら周知する。

(1) 周知すべき事項

- ① 避難指示等又は屋内での待避等の安全確保措置指示の理由及び内容
- ② 避難場所及び経路
- ③ 火災、盗難の予防措置等（灯油・ガスの元栓閉鎖、戸締り等）
- ④ 携行品（食料、懐中電灯、水等、携帯用ラジオ、着替え、タオル等必要最小限のもの）

(2) 周知の方法

住民に対する避難指示等又は屋内での待避等の安全確保措置指示の周知の方法は、次に掲げるところによる。

- ① 同報系防災行政無線による方法
同報系防災行政無線を使用し周知する。
- ② 広報車による方法
市、消防機関の広報車により、関係する地域を巡回して住民に周知する。なお、状況により警察の広報車等の出動を要請する。
- ③ 緊急速報メール、生活情報アプリ（しべつ暮らしナビ）等SNSによる方法
緊急速報メール、生活情報アプリ（しべつ暮らしナビ）等SNSを使用し周知する。
- ④ 公共放送による方法
NHK、民間放送局に対し、避難指示等を行った旨を連絡し、関係住民に周知すべき事項を提示して放送の協力を要請する。
- ⑤ 伝達員等による方法
避難指示等を行ったのが夜間であり、停電時で風雨が激しい場合、あるいは交通遮断等により完全周知が困難であると予想される場合は、市民自治対策部自治環境・広報班が消防職員や消防団員の協力を得て、関係地域の住民を個別に訪問して周知することとし、特に災害時避難行動要支援者に留意する。また、拡声器やメガホン、電話なども利用する。

警戒レベル	住民がとるべき行動	住民に行動を促す情報
		避難情報等
5	指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。	緊急安全確保
4	危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。	避難指示
3	高齢者等は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 その他の者は避難の準備をし、自発的に避難する。	高齢者等避難
2	避難に備え自らの避難行動を確認する	洪水注意報、大雨注意報
1	災害への心構えを高める。	早期注意情報(警報級の可能性)

4 避難方法

(1) 避難誘導

住民の避難誘導は、避難所開設職員が誘導員としてこれを行い、状況により消防職員、消防団員、警察官の協力を得る。

災害時避難行動要支援者の避難（誘導）は、それぞれの自治会のコーディネーターが作成した個別計画（避難共助計画）によるものとし、各自治会等で対応できない要支援者に対しては、災害対策本部で対応する。

(2) 移送の方法

① 災害が小規模な場合

避難は、避難者自らが行くことを原則とするが、自力による避難、立退きが困難な避難行動要支援者等の場合は、車両で移送する。

② 災害が大規模な場合

被災地が広域で大規模な避難、立退き移送を要し、市のみでは措置できない場合は、北海道に対し応援を求めて実施する。

(3) 避難場所

避難場所（避難地、避難所）は、第3章第6節「避難体制整備計画」（P42）による。

5 避難路及び避難場所の安全確保

避難誘導員、警察官その他避難措置の実施者は、避難路・避難場所の安全確保のため、支障物等の排除を行うものとする。

6 避難所の開設

(1) 指定緊急避難場所及び指定避難所の開設

市長は、避難所を開設する必要があると判断した場合は、避難所管理者にその旨を連絡するとともに、避難所開設職員を連絡員として駐在させる。

その際、次の学校が避難所として開設した場合、公衆無線LANを開放する。（土別小、土別中、土別南小、土別南中の場合）

(2) 福祉避難所の指定及び開設

市長は、福祉避難所を開設する必要があると判断した場合は、使用する施設を指定し、北海道（上川総合振興局）に対し指定の旨の報告をする。開設にあたって、健康福祉対策部救護班は、福祉避難所との連絡体制を整備し、必要な人員及び物資の確保に努める。

特に、要配慮者に対しては、「災害時における福祉避難所の確保に関する協定」を締結した宿泊施設を活用するなど必要な措置を講ずる。

(3) 民間施設等の活用

市は、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等を勘案し、必要に応じて旅館やホテル等の民間宿泊施設、公営住宅、民間賃貸住宅等の利用、空き家等の活用を検討するものとする。

また、市は新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から総務部と健康福祉部が連携して、必要な場合には、ホテル等の民間宿泊施設の活用を含めて検討するよう努めるものとする。

7 避難所の運営

避難所の運営にあたっては、「避難所運営マニュアル」によるが、特に次の事項に留意する。

① 避難所は、避難者が一定期間生活を送る場所であるため、避難所における情報の伝達、食料・水等の配布、清掃等は、「避難者自らが行動し、助け合いながら避難所を運営する。」を原則とする。また、必要に応じ、他の市町村やボランティア団体等に対して協力を求めるものとする。

② 避難所ごとにそこに収容されている避難者に係る情報の早期把握及び避難所で生活せず食事のみ受け取りにきている被災者、車中泊の被災者等に係る情報の把握に努めるものとする。

③ 避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講ずるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、避難所における食事の工夫、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処

理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

また、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。この際、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう連携に努めるものとする。

- ④ 避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。
- ⑤ 車中泊による避難を受け入れる場合は、トイレの確保や医療・保健関係者等と連携して、エコノミークラス症候群や一酸化炭素中毒等への予防対処策の周知、冬期間の寒さ対策など健康への配慮を行う。
- ⑥ 避難者、避難所の運営状況等を把握するため、各避難所において様式P1「避難所収容者名簿」（様式第1号）、様式P2「避難所設置及び収容状況」（様式第2号）及び様式P3「避難世帯調査票」（様式第3号）を作成する。

8 警戒区域の設定

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定することができる。警戒区域の設定権者及び要件、内容等は次のとおりである。

設定権者	設定の要件・内容	根拠法令
市長	・災害時において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。	基本法第63条第1項
消防長又は消防署長	・ガス、火薬又は危険物の漏洩、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるときは、火災警戒区域を設定して、その区域内における火気の使用を禁止し、又は総務省令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、若しくはその区域への出入りを禁止し、若しくは制限することができる。	消防法第23条の2
消防吏員又は消防団員	・火災の現場においては、消防警戒区域を設定して、総務省令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、又はその区域への出入りを禁止し、若しくは制限することができる。	消防法第28条
消防機関に属する者	・水防上緊急の必要がある場合においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。	水防法第14条
警察署長	・消防長若しくは消防署長又はこれらの者から委任を受けて職権を行う消防吏員若しくは消防団員が現場にいないとき、又は消防長若しくは消防署長から要求があったとき	消防法第23条の2
警察官	・市長若しくはその委任を受けて市長の職権を行う市の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。 ・消防吏員又は消防団員が火災の現場にいないとき、又は消防吏員又は消防団員から要求があったとき。 ・水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。	基本法第63条第2項 消防法第28条 水防法第14条
災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	・市長その他市長の職権を行うことができる者がその場にいないとき。	基本法第63条第3項

9 広域一時滞在

(1) 道内における広域一時滞在

道内における広域一時滞在に関する手続は、次のとおりである。

- ① 災害発生により、被災住民について、道内の他の市町村における一時的な滞在（以下、「道内広域一時滞在」という。）の必要があると認める市町村長（以下、「協議元市町村長」という。）は、道内の他の市町村長（以下、「協議先市町村長」という。）に被災住民の受入れについて、協議を行う。なお、適当な協議の相手方を見つけられない場合等は、知事に助言を求める。
- ② 道内広域一時滞りの協議をしようとするときは、協議元市町村長は、あらかじめ北海道知事に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議開始後速やかに報告するものとする。
- ③ 協議元市町村長又は知事から道内広域一時滞りの協議を受けた協議先市町村長は、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、公共施設等を提供し、被災住民を受け入れるものとし、受入決定をしたときは、速やかに協議元市町村長に通知するとともに、直ちに被災住民への支援に係る機関等に通知する。なお、協議元市町村長は、必要に応じて知事に助言を求める。
- ④ 協議元市町村長は、協議先市町村長から受け入れ決定の通知を受けたときは、その内容を公示し、被災住民への支援に係る機関等に通知するとともに知事に報告する。
- ⑤ 協議元市町村長は、道内広域一時滞りの必要がなくなったと認めるときは、速やかにその旨を協議先市町村長に通知する。併せてその内容を公示し、被災住民への支援に係る機関等に通知するとともに知事に報告する。
- ⑥ 協議先市町村長は、協議元市町村長から道内広域一時滞りの必要がなくなった旨の通知を受けたときは、速やかにその旨を被災住民への支援に係る機関等に通知する。
- ⑦ 知事は、災害の発生により市町村が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について道内広域一時滞りの必要があると認めるときは、当該市町村長の実施すべき措置を代わって実施する。また、当該市町村が必要な事務を遂行できる状況になったと認めるときは、速やかに事務を当該市町村長に引き継ぐ。なお、上記の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示するとともに、代行を終了したときは、代行した事務の措置について当該市町村長に通知する。

(2) 道外への広域一時滞在

道外への広域一時滞在に関する手続は、次のとおりである。

- ① 災害発生により、被災住民について、道外の他の市町村における一時的な滞在（以下、「道外広域一時滞在」という。）の必要があると認める市町村長（以下、「協議元市町村長」という。）は、知事に対し協議を行い、知事が道外の当該市町村を含む都府県知事（以下「協議先知事」という。）に対し、被災住民の受入れについて協議することを求める。
- ② 道外広域一時滞りの協議をしようとするときは、知事は、あらかじめ内閣総理大臣に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議開始後速やかに報告するものとする。
- ③ 協議元市町村長から要求があったときは、知事は、協議先知事との協議を行う。また、知事は、必要に応じて内閣総理大臣に助言を求める。
- ④ 知事は、協議先知事から受け入れ決定の通知を受けたときは、速やかに災害発生市長村長に通知するとともに内閣総理大臣に報告する。
- ⑤ 協議元市町村長は、知事から受入決定の通知を受けたときは、速やかにその内容を公示し、被災住民への支援に係る機関等に通知する。
- ⑥ 協議元市町村長は、道外広域一時滞りの必要がなくなったと認めるときは、速やかにその旨を知事に報告し、公示するとともに被災住民への支援に係る機関等に通知する。また、知事は、前段の報告を受けたときは、速やかに協議先知事に通知し、内閣総理大臣に報告する。
- ⑦ 知事は、道外広域一時滞りの必要がなくなったと認めるときは、速やかにその旨を協議先知事、被災住民への支援に係る機関等に通知し、公示するとともに内閣総理大臣に報告する。
- ⑧ 知事は、災害の発生により市町村が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について道外広域一時滞りの必要があると認めるときは、当該市町村長から要求がない場合であっても協議先知事との協議を実施する。

(3) 広域一時滞在避難者への対応

市及び道は、広域一時滞在により居住地以外の市町村に避難した被災住民に必要な情報や物資等を確実に送り届けられるよう、被災住民の所在地等の情報を共有するなど、避難元と避難先の市町村における連携に配慮する。

第6節 救助救出計画

主な本部関係部署 総務対策部総務班

災害によって生命、身体の危険な状態になった者の救助救出に関する計画は、次のとおりである。

なお、市をはじめとする救助機関は、各機関相互の情報交換、担当区域の割り振りなど密接な連携のもとに、迅速な救助活動を実施することが重要である。

また、被災地の地元住民や自主防災組織等は、可能な限り救助活動に参加し、被災者の救出に努める。

1 救助救出の実施

(1) 市

市（災害救助法が適用された場合を含む。）は、災害により生命、身体が危険な状態となった者をあらゆる手段を講じて早急に救出し、負傷者については速やかに医療機関又は救護所に収容する。また、市のみでは救助力が不足すると判断した場合は、隣接市町村、北海道等に応援を要請する。

(2) 消防機関

消防機関（士別地方消防事務組合士別消防署）は、災害による人命の救助、傷病者の医療機関等への搬送を適切に行うものとする。

2 救助救出活動

市は、職員の安全確保を図りつつ、士別警察署との密接な連携のもとに被災地域を巡回し、救助救出を必要とする者を発見した場合は、救助関係機関及び住民の協力を得て救助救出活動を行う。特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分するものとする。

また、重機等の機材を必要とする場合は、協定に基づき建設業協会、北海道等の関係機関に要請する。

(資料P63：「各種協定一覧」)

第7節 災害警備計画

主な本部関係部署

市民対策部自治・広報班

この計画では、災害時における地域住民の生命、身体及び財産を保護し、地域の安全と秩序を維持するために必要な災害警備について定める。

1 災害警備体制の確立

北海道警察は、災害が発生したときは、状況に応じて災害警備本部を設置し、災害警備体制の確立を図る。

2 応急対策の実施

士別警察署長は、次に掲げる応急対策を実施する。

(1) 災害情報の収集・共有

市及び防災関係機関と連携して災害警備活動に必要な情報を収集し、関係機関と共有する。

(2) 交通整理の実施

災害の発生による避難・消火・救助活動等で交通量が増加し、停電等による信号の停止や道路災害による渋滞が予想されるため、交通整理を実施して緊急輸送の確保を図る。

(3) 防犯パトロール及び広報の実施

市及び自主防災組織等の住民組織と協力しながら、災害により無人化した住宅街や商店街をパトロールし、犯罪の予防及び取締りに当たる。また、市や防災関係機関との連携のもとに交通規制や犯罪予防等に関する広報活動を行う。

(4) 救助救出活動の実施

市・消防機関・医療機関の協力を得て、被災者の救助救出活動を行うとともに、遺体の検視（見分）等に当たる。

(5) 避難指示等

市長が指示することができないとき、又は市長から要求があったときに住民等に対し、避難指示等を行う。

第8節 交通応急対策計画

主な本部関係部署 建設環境対策部土木班

この計画では、災害時における、消防、避難、救助、救護等の応急対策活動を迅速に実施するための道路交通等の確保について定める。

1 交通応急対策の実施

交通応急対策の実施機関及びその対策の内容等は、次のとおりである。

実施機関	応急対策の内容等	根拠法令
北海道公安委員会	<ul style="list-style-type: none">・災害時において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、道路の区間（災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場所及びこれらの周辺の地域にあつては、区域又は道路の区間）を指定して、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。・道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は交通公害その他の道路の交通に起因する障害を防止する必要があると認めるときは、交通整理、歩行者又は車両等の通行の禁止その他の道路における交通の規制をすることができる。	基本法第76条 道路交通法第4条
警察署長	<ul style="list-style-type: none">・公安委員会は、歩行者又は車両等の通行の禁止その他の交通の規制のうち、適用期間の短いものを警察署長に行わせることができる	道路交通法第5条
警察官	<ul style="list-style-type: none">・通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい障害が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の移動、その他必要な措置を命ずることができる。また、命ぜられた者が当該措置をとらないとき又は命令の相	基本法第76条の3第1項及び第2項

	<p>手方が現場にいないときは、自ら当該措置をとることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生じるおそれがある場合において、当該道路における危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、必要な限度において、当該道路につき、一時、歩行者又は車両等の通行を禁止し、又は制限することができる。 	<p>道路交通法第6条第4項</p>
<p>災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・警察官がその場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官が警察官と同様の応急対策を実施することができる 	<p>基本法第76条の3第4項</p>
<p>消防吏員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・警察官がその場にいない場合に限り、消防吏員が警察官と同様の応急対策を実施することができる。 	<p>基本法第76条の3第4項</p>
<p>道路管理者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・道路の損壊、決壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて、道路の通行を禁止し、又は制限することができる。 	<p>道路法第46条第1項</p>

2 道路の交通規制

(1) 道路交通網の把握

災害が発生した場合、道路管理者及び北海道公安委員会（土別警察署長）は、相互に綿密な連携を図るとともに、関係機関の協力を得て、次の事項を中心に被災地内の道路及び交通の状況について、その実態を把握する。

- ① 損壊し、又は通行不能となった路線名及び区間
- ② 迂回路を設定しうる場合は、その路線名、分岐点及び合流点
- ③ 緊急に通行の禁止又は制限を実施する必要の有無

(2) 交通規制の実施

道路管理者及び北海道公安委員会は、次の方法により交通規制を実施するものとする。

- ① 交通規制を実施するときは、道路標識等を設置する。
- ② 緊急を要し、道路標識等を設置するいとまがないとき、又は道路標識等を設置して行うことが困難なときは、現場警察官等の指示によりこれを行う。

(3) 関係機関との連携

道路管理者及び北海道公安委員会が交通規制により通行の禁止制限を行った場合には、関係機関に連絡するとともに、あらゆる広報媒体を通して広報の徹底を図る。

3 緊急輸送のための交通規制

災害が発生し、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送、その他応急設置を実施するための緊急輸送を確保する必要があると認めるときは、区域又は道路の区間を指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する。

(1) 通知

北海道公安委員会は、緊急輸送のための交通規制をしようとするときは、あらかじめ、当該道路の管理者に対し、禁止又は制限の対象、区域、区間、期間及び理由を通知する。なお、緊急を要し、あらかじめ通知できない場合は、事後、直ちに通知する。

(2) 緊急通行車両の確認手続

① 確認の実施者

知事（上川総合振興局長）又は北海道公安委員会（土別警察署長）は、車両の使用者等の申出により当該車両が、応急対策に必要な物資の輸送等の緊急通行車両であることの確認を行うものとする。

② 確認場所

緊急通行車両の確認は、上川総合振興局又は北海道警察本部、旭川方面本部、士別警察署及び交通検問所で行う。

③ 証明書及び標章の交付

緊急通行車両であると確認したものについては、車両ごとに「緊急通行車両確認証明書」、「標章」を交付し、当該車両の前面に標章を掲示させる。

④ 緊急通行車両

- ・緊急通行車両は、災害対策基本法に規定する災害応急対策を実施するために使用される車両で次に掲げる事項のために使用するものとする。
 - ・警報の発表及び伝達並びに避難の指示に関する事項
 - ・消防、水防その他の応急措置に関する事項
 - ・被災者の救難、救助その他保護に関する事項
 - ・災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
 - ・施設及び設備の応急の復旧に関する事項
 - ・清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
 - ・犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
 - ・緊急輸送の確保に関する事項
 - ・その他災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関する事項
- ・指定行政機関等が保有し、若しくは指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために専用に使用される車両又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両であること。

⑤ 事前届出制度の活用

発災時に緊急通行車両標章を円滑に交付することを目的に、緊急通行車両標章交付のための事前届出を行うことができる。市及び防災関係機関は、当該事前届出制度の積極的活用を図るものとする。

(3) 通行禁止又は制限から除外する車両

市は、緊急通行車両の通行に支障を及ぼさない範囲内で、公益又は社会生活上通行させることがやむを得ないと認められる車両について、士別警察署を通じて「規制対象外車両通行証明書」及び「標章」の交付を申請する。

4 緊急輸送道路ネットワーク計画

北海道開発局、北海道、東日本高速道路株式会社北海道支社等の道路管理者と北海道警察等の防災関係機関からなる北海道緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会では、緊急輸送道路のネットワーク化を図るため、「北海道緊急輸送道路ネットワーク計画」を策定しており、その概要は次のとおりである。

第1次緊急輸送道路ネットワーク	札幌市、地方中心都市及び国際拠点港湾、重要港湾、※地方港湾、拠点空港、公共用ヘリポート、総合病院、自衛隊、警察、消防等を連絡する道路
第2次緊急輸送道路ネットワーク	第1次緊急輸送道路と市町村役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、主要駅、地方港湾、※第3・4種漁港、地方管理空港、共用空港、その他の空港、災害医療拠点、備蓄集積拠点、広域避難地等）を連絡する道路
第3次緊急輸送道路ネットワーク	第1次及び第2次緊急輸送道路とその他の防災拠点を連絡する道路

※第1次緊急輸送道路ネットワーク：地方港湾については、耐震強化岸壁を有するもの

※第2次緊急輸送道路ネットワーク：第3・4種漁港については、耐震強化岸壁を有するもの

第9節 輸送計画

主な本部関係部署 総務対策部総務班
建設環境対策部復旧車両班

この計画では、災害時において災害応急対策、復旧対策等に万全を期すため、住民の避難、災害応急対策要員の移送及び救援若しくは救助のための資機材、物資の迅速かつ確実な輸送について定める。

1 輸送の実施

市（建設水道対策部復旧車両班）は、災害応急対策のための輸送を行うとともに、関係機関等への要請などに当たる。

2 輸送の範囲及び順位

災害時における輸送の範囲は、概ね次に掲げるものとし、住民の生命又は身体の保護に直接関わるものを最優先する。

輸送の順位は、種類、数量、緊急度及び交通施設の状況等を勘案して、①人命の安全、②被害の拡大防止、③応急対策の円滑な実施の順に配慮しながら行う。

- (1) 被災者の避難
- (2) 医療及び助産で緊急を要する者
- (3) 被災者の救出のために必要な人員及び資機材等
- (4) 飲料水及び給水活動に必要な人員、資機材等
- (5) 救援物資
- (6) その他応急対策に必要な資機材等

3 輸送の方法

(1) 車両輸送

市有車両を動員することとし、総務対策部総務班が配車に当たる。市有車両のみでは輸送困難な場合は、一般社団法人旭川地区トラック協会、日本通運株式会社旭川支店その他の関係機関に応援を要請する。

(2) 鉄道輸送

道路の被害により、鉄道輸送の方が適切である場合は、北海道旅客鉄道株式会社士別駅に要請して輸送力を確保する。

(3) 航空機輸送

地上輸送が不可能な事態となった場合又は急患輸送などの緊急輸送の必要が生じた場合は、北海道の消防防災ヘリコプターの応援要請、自衛隊ヘリコプターの出動要請要求を行う。（本章第28節（P107）「ヘリコプター要請・活用計画」のとおり。）

第10節 食料供給計画

主な本部関係部署 市民対策部救援物資班
初動警戒・避難所対策班

この計画では、災害による被災者及び災害応急対策従事者等に対する食料供給について定める。

1 食料の供給

米穀、副食、調味料等の食料は、市内販売業者、市内農業者等から調達し、供給することを基本とするが、市において調達が困難な場合には、上川総合振興局長を通じて北海道知事にその確保を要請す

る。

なお、供給品目は米、生パン、乾パン、缶詰、インスタント食品、調味料等を主とし、人工栄養を必要とする乳幼児に対しては粉ミルクとする。

2 食料の供給対象者及び需要の把握等

(1) 供給対象者

食料の供給対象者は、次のとおりとする。

- ① 避難指示等に基づき避難場所に収容された者
- ② 住家が被害を受け、炊事が不可能な者
- ③ 旅行者、市内通過者などで他に食料を得る手段のない者
- ④ 施設で調理することができない社会福祉施設等の入所者
- ⑤ 災害応急活動従事者

(2) 需要の把握

被災者等に対する食料の需要及び災害応急活動従事者に対する食料の需要は、各部各班が把握し、市民対策部救援物資班が取りまとめて調達を行う。なお、特に災害時要配慮者に配慮して需要を把握することに努める。

(3) 輸送

食料の輸送は、食料調達先の業者及び市有車両によるが、状況により輸送機関の協力を要請する。

3 炊出し

被災者等に対する炊出しは、文教対策部避難所対策班が市内給食施設等を利用するほか、仕出し業者、飲食店、旅館等に協力を要請する。なお、状況により士別市赤十字奉仕団に対し協力を要請する。また、各避難場所運営組織やボランティアの協力を得る。

炊出しの状況は、様式P4「炊出し給与状況」（様式第4号）に記録する。

第11節 給水計画

主な本部関係部署 建設環境対策部上下水道班

この計画では、災害発生に伴う水道施設の損壊により、生活用水が枯渇して飲料に適する水を得ることができない場合における生活用水の供給及び給水施設等の応急復旧について定める。

1 市が実施する対策

市は、給水活動を迅速かつ円滑に実施するための応急給水体制を確立し、地域住民の生活用水及び医療機関等の医療用水を確認するとともに、給水施設等の応急復旧を実施する。

(1) 個人備蓄の推進

市は、飲料水等の生活用水を3日分程度、あらかじめ個人で備蓄しておくよう日ごろから広報活動を通じて住民に周知しておくこととする。

(2) 生活用水の確保

災害時の生活用水の水源は、被災地付近の浄水場の貯留水を主体とし、不足する場合は、井戸水、自然水（川、ため池等の水）、プール、貯水槽、防火水槽等の水をろ過、滅菌して供給するものとする。

(3) 給水資機材の確保

災害時に使用できる応急給水資機材（ポリタンク、給水袋等）の備蓄に努め、保有状況を常時把握し、被災地給水人口に応じ給水車、散水車、消防水槽車、ろ過器等を所有する機関から調達して給水に当たるものとする。

2 給水の実施

(1) 給水の実施

① 輸送による給水

被災地の近隣地域に適切な補給水源がある場合は、給水車（給水タンク車、散水車、消防水槽車等）により取水し、被災地域内へ輸送のうえ住民に給水する。この場合、散水車、消防水槽車等の使用に当たっては、事前にタンク内の清掃及び消毒を行う。

② 浄水装置による給水

輸送等の方法による給水が困難であり、付近に利用可能な水源がある場合は、浄水装置その他の必要資材を用いて浄化し、飲料水として住民に供給する。

③ 家庭用井戸等による給水

被災地付近の家庭用井戸水について水質検査を行い、飲用に適すると認められる場合は、その付近の住民に飲料水として供給するものとする。なお、水質検査の結果、飲用に適さない場合は、消毒等の方法により衛生上無害な水質にして供給する。

(2) 応援の要請

市長は、自ら飲料水の供給を実施することが困難な場合は、近隣市町村又は北海道に対し、飲料水の供給又はこれに要する要員及び給水資機材の応援を要請する。

第12節 上下水道施設対策計画

主な本部関係部署 建設環境対策部上下水道班

この計画では、災害時の上水道及び下水道施設の応急復旧対策について定める。

1 上水道

(1) 応急復旧

大規模災害等により長期間断水となることは、生活の維持に重大な支障が生ずるものであるため、水道事業者（市長）は、あらかじめ施設の応急復旧等についての計画を定めておくとともに、災害発生に際しては次の対策を講じて速やかな応急復旧による水道水の供給に努める。

- ① 施設の点検、被害状況の把握及び復旧計画の策定を行う。
- ② 要員及び資機材等の確保など復旧体制を確立する。
- ③ 被害の状況により他市町村等への応援要請を行う。
- ④ 住民に対する広報活動を行う。

(2) 広報活動

水道施設に被害を生じたときは、その被害状況及び復旧見込み等について広報を行い、住民の不安解消を図るとともに、応急復旧までの措置について周知を図る。

2 下水道

(1) 応急復旧

市街地での内水による浸水は、家屋等に損害を与えるのみならず、人命をも脅かすものであるため、市長は、あらかじめ施設の応急復旧等についての計画を定めておくとともに、災害発生に際しては、次の対策を講じて速やかに応急復旧に努める。

- ① 施設の点検、被害状況の把握及び復旧計画の策定を行う。
- ② 要員及び資機材等の確保など復旧体制を確立する。
- ③ 被害の状況により他市町村等への応援要請を行う。
- ④ 管渠・マンホール内部の土砂の除去、可搬式ポンプによる緊急送水、仮管渠の設置等により排水機能の回復に努める。
- ⑤ 処理場への流入水量の増大により、二次災害防止のためやむを得ずバイパス放流を行う等緊急

的措置をとる場合は、速やかに関係機関等へ連絡する。

⑥ 住民への広報活動を行う。

(2) 広報活動

下水道施設に被害を生じたときは、その被害状況及び復旧見込み等について広報を行い、住民の生活排水に関する不安解消に努める。

第13節 衣料、生活必需物資供給計画

主な本部関係部署 市民対策部救援物資班
調査班

この計画では、災害時における被災者に対する被服、寝具その他生活必需品の給与並びに物資の供給について定める。

1 物資の供給

市は、被災者に対する被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与を行う。救助法が適用された場合も同様である。

2 給与又は貸与の対象者並びに物資の種類

(1) 対象者

給与又は貸与の対象者は、概ね次のとおりとする。

- ① 住家が全壊、全焼、流失、半壊、半焼、埋没又は床上浸水の被害を受けた者
- ② 被服、寝具その他生活必需品が損傷又は喪失し、日常生活を営むことが困難な者

(2) 種類

給与又は貸与する物資の種類は、概ね次のとおりとする。

- ① 寝具（毛布、布団等）
- ② 外衣（作業衣、洋服、子供服等）
- ③ 肌着
- ④ 身の回り品（タオル、手拭、靴下等）
- ⑤ 炊事用品（鍋、炊飯器、包丁、ガス器具等）
- ⑥ 食器（茶碗、皿、箸等）
- ⑦ 日用品（石鹸、ちり紙、歯ブラシ、歯磨き等）
- ⑧ 光熱材料（マッチ、ろうそく、灯油等）
- ⑨ その他日常生活に欠くことができないと認められるもの

3 給与又は貸与の方法

(1) 物資の調達及び配分

市民対策部調査班による被災世帯構成人員調査に基づき、市民対策部救援物資班が物資を調達し、配分を行う。また、必要に応じて自主防災組織や赤十字奉仕団等に協力を依頼する。

市内で必要数量を確保することが困難な場合は、上川総合振興局に協力を要請する。

(2) 災害時要配慮者への配慮

生活必需品の供給に際しては、紙おむつ、介護用品、スプーン、哺乳ビン等の確保に努め、災害時要配慮者に優先的に配分するなどの配慮をする。

(3) その他

生活必需品を供給するときは、様式P3「避難世帯調査票」（様式第3号）及び様式P5「生活必需品等受払簿」（様式第5号）に記録する。

第14節 石油類燃料確保計画

主な本部関係部署 総務対策部財政班

この計画では、災害時の石油類燃料（LPGを含む。）の確保について定める。

1 石油類燃料の確保

市長は、市が管理している緊急通行車両のガソリン等、災害対策上重要な施設、避難所、医療機関及び社会福祉施設における暖房用燃料の確保に努めるものとする。

確保に当たっては、市内業者に確保数量を提示し協力を求めるものとし、市内では調達ができない場合は、上川総合振興局に協力を要請する。

また、LPGについては、北海道エルピーガス災害対策協議会に連絡し、迅速な調達が行えるよう調整する。

(資料P63：「各種協定一覧」)

第15節 電力施設災害応急計画

主な本部関係部署 総務対策部総務班

この計画では、災害時の電力供給のための応急対策について定める。

1 応急対策

電力施設の応急復旧対策は、北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社が定める「防災業務計画」に基づいて実施される。

(1) 活動態勢

発令基準に従い、警戒態勢、非常態勢を発令し、態勢を整備する。

(2) 情報収集

所定の系統に従い、社内外の情報を収集し、復旧対策を樹立するとともに、停電、復旧見込みなどの状況について、市及び北海道に連絡する。

(3) 通信確保

本、支店重要発電所相互間の主要通信回線に対しては、迂回ルート構成を考慮するとともに、通信機器用予備電源の正常運転に十分な注意を払い、通信の確保を図る。

なお、災害地域の現業機関には、臨時電話の仮設などを考慮する。

(4) 広報

災害による停電及び使用制限に当たっては、災害概況、復旧見込みを直接又は報道機関を通じて速やかに周知する。

(5) 要員の確保

各支部は、被害の状況により、支部管内の社外の応援を求め、なおかつ対処できないときは、本部に対して融通動員を要請する。

(6) 資材等の調達

社内で調達し、なおかつ不足するときは、関連工事会社及び電力各社からの融通等により調達を図る。なお、必要により指定地方行政機関、地方公共団体等に対し、労務施設、設備又は物資の確保について応援を求める。

(7) 応急工事

災害時において、復旧順に、難易及び人員、資材の動員等を考慮して応急工事を行い、極力送電の確保に努める。

第16節 医療救護計画

主な本部関係部署 医療対策部医療班
医療庶務班

この計画では、災害により医療機関の機能が停止し、又は著しく不足し、若しくは医療機関が混乱した場合における医療救護の実施について定める。

1 応急的医療救護の実施

災害発生時において、医療の途を失った者に対する応急的医療救護は、市長が行う。ただし、救助法が適用された場合は、北海道知事の委任を受けて市長が実施するほか、北海道知事に委託を受けた日赤北海道支部が実施する。

2 対象者及び対象者の把握

(1) 対象者

- ① 医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のため医療の途を失った者
- ② 災害により医療を必要とする者
- ③ 災害の発生の日前後7日以内の分娩者で、災害発生のため助産の途を失った者

(2) 対象者の把握

健康福祉対策部救護班が中心となり、医療及び助産等の救護を要する者を迅速に把握して病院対策部医療班に連絡する。

病院対策部医療班は、直ちに上川北部医師会・旭川歯科医師会に対する派遣要請、医療救護所の設置、患者の緊急輸送、収容、通信連絡の確保、医療資材の確保、手配等必要な措置を講ずる。

3 医療救護所の設置及び医療救護班・歯科医療救護部隊等の派遣要請

(1) 医療救護所の設置

医療救護所は、医療救護を必要とする地域ごとに設置し、地域住民に周知する。また、医療救護所は、学校その他の公共施設を利用して設置するが、当該地域に適切な施設がない場合は、民家等を利用する。

(2) 医療救護班・歯科医療救護部隊の派遣要請

災害の規模等により応急医療の必要があるときは、上川北部医師会・旭川歯科医師会に対し医療救護班・歯科医療救護部隊（以下「救護班等」という。）の派遣要請を行う。

(3) 災害派遣医療チーム（DMAT）及び災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣要請

医療救護活動は、原則として市が設置する救護所において、救護班により実施するが、災害急性期においては、必要に応じて災害派遣医療チーム（DMAT）及び災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣要請を北海道知事に行う。

4 医療及び助産の実施

(1) 救護班等の編成

救護班等の編成は、次のとおりとする。

- ① 医療救護班
医師、看護師、助産師、その他補助員をもって編成する。
- ② 歯科医療救護部隊
歯科医師、歯科技工士、歯科衛生士、その他補助員をもって編成する。

(2) 医療及び助産業務

救護班等の業務内容は、次のとおりとする。

① 医療救護班

- ・ トリアージ
- ・ 傷病者に対する応急処置及び医療
- ・ 傷病者の医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- ・ 助産救護

② 歯科医療救護部隊

- ・ 歯科医療を要する傷病者に対する応急処置
- ・ 歯科医療を要する傷病者の後方医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- ・ 避難所における転送困難な患者及び軽易な患者に対する歯科治療・衛生指導
- ・ 検死・検案に際しての法歯学上の協力

(3) 医療用資機材、医薬品等の調達

医療用資機材、医薬品等は病院対策部医療庶務班が市内の取扱業者から調達するが、なお不足する場合は北海道知事に対し斡旋及び提供を要請する。

(4) 応援要請

状況に応じ必要がある場合は、近隣の医療機関、医師会、歯科医師会等に対し協力を要請するとともに、さらに状況により北海道知事に対し救護班等の派遣を要請する。

(5) 搬送体制の確保

医療機関への搬送を要する傷病者の搬送は、救急車による。なお、交通の状況により救急車で搬送が困難な場合は、ドクターヘリや北海道、自衛隊のヘリコプターの派遣を要請する。

(6) 健康管理及び心のケア

医療救護所には、保健師を配置して保健指導に当たる。また、避難生活が長期化する場合は、精神科医療機関の協力を得て、カウンセリングや心のケアを行い、被災者や災害時要援護者の精神的負担の軽減に努める。

(資料P32「市内医療機関一覧」)

第17節 防疫計画

主な本部関係部署 健康福祉対策部保健予防班

この計画では、災害時における被災地の防疫について定める。

1 防疫の実施

市長（健康福祉対策部保健予防班）は、上川総合振興局保健環境部名寄地域保健室（名寄保健所）の指示に従い、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）に基づくねずみ族、昆虫等の駆除及び消毒等の措置を実施する。また、避難所等において住民に対する保健指導等を実施する。

2 防疫の実施組織

市長は、ねずみ族、昆虫等の駆除及び消毒等の実施のため、概ね衛生技術者1人、事務員1人、作業員2～3人からなる防疫班を編成する。なお、被災地における検病調査及びそれに伴う保健指導は、次の要領により北海道知事が行う。

- ① 検病調査は、滞水地域においては通常2日に1回以上、集団避難所においては、市と連携し、少なくとも1日1回以上行う。
- ② 市内の衛生組織、その他関係機関の協力を得て、防疫情報の早期把握に努める。
- ③ 検病調査の結果、必要があるときは、当該者に対し医療機関受診指導等の保健指導を実施する。

また、感染症法に規定する一類～三類感染症が発生した場合、又は四類感染症等の発生動向に通常と異なる傾向が認められる場合等必要があるときに実施する感染症法に基づく調査その他の防疫措置の実施は、北海道知事が行う。

3 防疫の措置

感染症予防上必要がある場合における防疫の実施について、北海道知事は、市町村における災害の規模、態様に応じ、その範囲、期間を定めて次の事項について指示及び命令を行い、市長は、その指示及び命令に基づき必要な対策を行う。

- ① 感染症の病原体に汚染された場所の消毒に関する指示
- ② ねずみ族、昆虫等の駆除に関する指示
- ③ 生活用水の提供に関する指示
- ④ 物件に係る措置に関する指示
- ⑤ 公共の場所の清潔方法に関する指示
- ⑥ 臨時予防接種に関する指示

(1) 感染症の病原体に汚染された場所の消毒

市長は、感染症法第27条第2項の規定に基づく北海道知事の指示（感染症の病原体に汚染された場所の消毒に関する指示）があったときは、感染症法施行規則第14条及び平成16年1月30日健感発第0130001号「感染症法に基づく消毒・滅菌の手引きについて」の規定に基づき薬剤の所要量を確保したうえで、速やかにこれを実施する。

(2) ねずみ族、昆虫等の駆除

市長は、感染症法第28条第2項の規定に基づく北海道知事の指示（ねずみ族、昆虫等の駆除に関する指示）があったときは、感染症法施行規則第15条の規定に基づき薬剤の所要量を確保し、速やかにこれを実施するものとする。

(3) 生活用水の供給

市長は、感染症法第31条第2項の規定による知事の指示（生活用水の提供に関する指示）があったときは、その期間中継続して、容器による搬送、ろ水機によるろ過給水等を実情に応じて実施する。この場合、特に配水器具等の衛生的処理に留意する。なお、供給量は1日1人当たり約20リットルとすることが望ましい。

(4) 物件に係る措置

市長は、感染症法第29条第2項の規定に基づく北海道知事の指示（物件に係る措置に関する指示）があったときは、感染症法施行規則第16条及び平成16年1月30日健感発第0130001号「感染症法に基づく消毒・滅菌の手引きについて」の規定に基づき薬剤の所要量を確保したうえで、速やかにこれを実施する。

(5) 公共の場所の清潔方法

市長は、市内の道路溝渠、公園等の公共の場所を中心に清掃を実施する。なお、家屋周辺の清掃は、各個人において実施するものとする。ごみ及びし尿の処理については、次の点に留意する。

① ごみ

収集したごみ、汚染その他の汚物は、焼却、埋立等衛生的に処分させる。この場合の取扱いは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に規定するところによる。

② し尿

し尿は、できる限りし尿処理施設又は下水道終末処理施設を利用させる等の方法により不衛生にならないよう処分する。

(6) 臨時予防接種

市長は、予防接種の実施について北海道知事の指示があったときは、速やかにこれを実施する。

(7) 一般飲用井戸等の管理等

飲用水に飲用井戸等を利用している場合において、市長は、当該井戸等の設置者等に対し、北海道飲用井戸等衛生対策要領に基づく水質検査及び汚染が判明した場合の措置について十分指導徹底するものとする。

4 避難所等の防疫指導

市長は、避難所等の応急施設については、次により防疫指導等を実施する。

(1) 健康調査等

避難所等の管理者、市内の衛生管理組織等と連携し、避難者の健康状況を適宜把握するとともに、必要に応じて医療機関受診等の保健指導等を実施する。

(2) 清掃、消毒等

総合振興局の指導のもと、避難所等の清掃方法を指導するとともに、避難者に衣服等の日光消毒を行うよう指導する。また、必要があるときは、消毒薬等によりトイレ、炊事場、洗濯場等の消毒を実施するよう指導する。

(3) 集団給食

給食従事者は、原則として健康診断を終了した者をもってあて、できるだけ専従するものとする。また、配膳時の衛生保持及び残廃物、塵芥等の衛生的処理についても十分指導徹底させるものとする。

(4) 飲料水等の管理

飲料水の水質検査及び消毒については、十分指導徹底させるものとする。

5 家畜防疫

(1) 家畜防疫の実施

被災地の家畜防疫は、上川総合振興局保健環境部名寄地域保健室（名寄保健所）が担当するものとし、北海道上川家畜保健衛生所長が実施する。

(2) 実施の方法

① 家畜防疫の実施

・緊急防疫の実施

家畜保健衛生所長は、家畜伝染症疾病防疫上必要があると認めたときは、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）に基づき、家畜の伝染性疾病の発生及びまん延防止のため、被災地域の家畜の飼育者に対する飼養衛生管理に関する助言・指導、家畜の使用場所への立入検査・消毒、防疫体制の整備等を行う。

第18節 廃棄物等処理計画

主な本部関係部署

建設環境対策部環境・衛生班

この計画では、災害時における被災地のごみ収集、し尿のくみ取り、死亡獣畜の処理等（以下「廃棄物等の処理」という。）の業務について定める。ただし、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等の除去については、本章第24節「障害物除去計画」（P103）による。

1 廃棄物等の処理の実施

(1) ごみ及びし尿

被災地におけるごみ及びし尿の収集処理は、市長（市民自治対策部自治環境・広報班）が実施するが、市のみでは実施することが困難な場合は、近隣市町村及び北海道に応援を要請する。

(2) 死亡獣畜

被災地における死亡獣畜の処理は、所有者が行う。ただし、所有者が不明であるとき又は所有者が処理することが困難なときは、市が行う。

2 廃棄物等の処理方法

(1) ごみの収集処理

- ① 被災地住民の協力を要請し、原則として通常時と同じ分別収集を行う。
- ② 収集の順序として、生ごみ類など感染症の源となるものから収集し、その他のごみはあとで収集する。
- ③ 収集に当たる車両は、市車両、委託業者の収集車及び借上げ車両とする。
- ④ ごみの処理は士別市一般廃棄物最終処分場及びバイオマス資源堆肥化施設で行うが、大量のごみが発生して処理が困難な場合は、朝日町一般廃棄物最終処分場又は朝日農業廃棄物処理施設に一時搬入し、後日処理することとする。また、市の処理能力を超えると判断した場合には、近隣市町村、北海道等の応援を求める。

(2) し尿の収集

許可業者の収集車及び借上げ車両により、損壊や溢水等の被害の大きいところから収集する。また、建設水道対策部上下水道班は、必要に応じ仮設トイレを設置する。

(3) 死亡獣畜の処理

死亡獣畜の処理は、死亡獣畜取扱場（以下「取扱場」という。）において行うものとする。ただし、取扱場に運搬することが困難な場合は、上川総合振興局保健環境部名寄地域保健室（名寄保健所）の指導を受け、次により行う。（家畜及び大型死亡獣畜は畜産林務班、その他の死亡獣畜は環境生活班が担当する。）

- ① 環境衛生上他に影響を及ぼさないよう配慮して埋却及び焼却の方法で処理する。
- ② 移動できないものについては、臨機の措置を講ずるものとする。
- ③ 前記①及び②により埋却する場合は、1メートル以上覆土するものとする。

第19節 家庭動物対策計画

主な本部関係部署

建設環境対策部環境衛生班

この計画では、災害時における被災地の家庭動物の取扱いについて定める。

1 家庭動物の取扱い

(1) 動物の飼い主

動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年北海道条例第3号）に基づき、災害時においても、動物の健康及び安全を保持し、適正に取り扱うものとする。また、災害発生時における動物の避難は、動物の飼い主が自己責任において行うものとする。

(2) 市及び北海道

災害時において、市及び北海道は、関係団体の協力を得て、逸走犬等を保護・収容するなど適切な措置を講ずるとともに、住民等に対して逸走犬等の収容について周知を図るものとする。

家庭動物との同行避難について、予め避難所における家庭動物の種に応じた同行避難の可否について調整しておくとともに、災害時には家庭動物同行避難所の開設状況を広報する。

第20節 文教対策計画

主な本部関係部署

文教対策部学校教育班

文教施設班

この計画では、学校施設が被災し、児童生徒等の安全の確保や通常の教育活動に支障が生じた場合の応急対策について定める。

1 文教対策の実施

(1) 学校管理者等

- ① 防災上必要な体制の整備
災害時に迅速かつ適切な対策を実施するため、各学校等では平素から災害に備えて教職員の役割分担、相互の連携、時間外における教職員の参集等についての体制を整備する。
- ② 児童生徒等の安全確保
 - ・ 在校（園）中の安全確保
在校（園）中の児童生徒等の安全を確保するため、防災上必要な安全教育を行うとともに、災害時に迅速かつ適切な行動をとることができるよう、防災訓練等の実施に努める。
 - ・ 登下校時の安全確保
登下校時の児童生徒等の安全を確保するため、情報の収集や伝達の方法、児童生徒等の誘導方法、保護者との連携方法、緊急通学路の設定その他登下校時の危険を回避するための方法について計画を立てるとともに、あらかじめ教職員、児童生徒等、保護者及び関係機関に周知徹底を図る。
- ③ 施設の整備
施設や設備を災害から防護するため、定期的な安全点検を行い、危険箇所や要補修箇所の早期発見と改善に努める。

(2) 市及び北海道

市長（文教対策部学校教育班）は、救助法が適用された場合には、北海道知事の委任を受けて児童生徒に対する学用品、文房具及び通学用品の給与に関する事務を行う。

2 応急対策実施計画

(1) 被害状況等の把握

教育対策部は、応急対策策定のため、次の事項を速やかに調査する。

- ① 児童生徒の被災状況
- ② 教職員の被災状況
- ③ 学校施設の被害状況
- ④ 応急措置を必要とする事項

(2) 休校措置

- ① 授業開始後の措置
災害時は、各学校長は市教育委員会と協議し、必要に応じて休校の措置をとる。児童生徒を帰宅させるときは、注意事項を十分徹底させるとともに、集団下校又は教職員による誘導等適切な措置をとる。
- ② 登校前の措置
登校前に休校措置を決定したときは、直ちにその旨を各学校の連絡網や広報車を利用するなどして児童生徒の保護者に連絡する。

(3) 施設の確保と復旧対策

学校施設が被災したときは、次の被害の程度に応じ、必要な復旧対策をとるものとする。

被害の程度	授業を実施する場所
学校施設の応急修理が可能な場合	速やかに修理を行い、当該施設を利用する。
学校施設の一部が使用不能な場合	当該施設の一部転用等による。
学校施設の全部又は大部分が使用不能な場合	① 公民館等の公共施設を利用する。 ② 隣接する学校施設を利用する。
特定の地域が全体的に相当大的な被害を受けた場合	① 住民の避難先の最寄りの学校、無被害の最寄りの学校、公民館等の公共施設を利用する。 ② 応急仮校舎を建設する。

(4) 教育の要領

- ① 被害状況に応じた特別の教育計画を立て、できるだけ授業の確保に努め、特に授業の実施が不可能な場合であっても家庭学習の方法等について指導し、学力の低下を防ぐよう努める。
- ② 特別の教育計画による授業の実施に当たっては、次の点に留意する。
 - ・教科書、学用品等の損失状況又は支給状況を考慮し、学習の内容、方法が児童生徒の過度の負担にならないようにする。
 - ・教育活動の場所が公民館等学校以外の施設である場合は、授業の効率化、児童生徒の安全確保に留意する。
 - ・通学路その他の被害状況に応じ、通学の安全について遺漏のないよう指導する。なお、集団登下校の際には、保護者、地域住民、関係機関等の協力を得るようにする。
 - ・学校に避難所が開設された場合は、特に児童生徒の指導・管理に注意するとともに、避難収容が授業の支障とならないよう留意する。
 - ・教育活動の実施に当たっては、被災による精神的打撃によって児童生徒に生じやすい心理的な障がいにも十分配慮する。

(5) 教職員の確保

市教育委員会及び北海道教育委員会は、公立学校が当該学校だけで教育活動の実施が不可能なときは、連絡を密にして近隣学校の教職員を動員配置し、教育活動に支障をきたさないようにする。

(6) 学校給食等の措置

- ① 土別市給食センターの施設・設備が被災し、学校給食の継続が困難となった場合は、各学校の応急教育体制に応じた給食体制をとる。
- ② 給食用物資が被災したときは、米穀、小麦粉、脱脂粉乳及び牛乳について関係機関に連絡して緊急配送を受けることとし、その他の物資についても応急調達に努める。
- ③ 衛生管理には特に留意し、食中毒などの事故防止に努める。

(7) 衛生管理対策

学校が被災者の収容施設として使用される場合は、次の点に留意の上、衛生管理を行う。

- ① 校舎内、特に水飲み場、トイレは常に清潔にして消毒に万全を期すること。
- ② 校舎の一部に被災者を収容して授業を継続する場合、収容場所との間を隔絶すること。
- ③ 収容施設としての使用が終わったときは、校舎全体の清掃及び消毒を行うとともに、便槽のくみ取りを実施すること。
- ④ 必要に応じて児童生徒の健康診断を実施すること。

(8) 学用品の調達・給与

- ① 学用品の調達方法
教科書については、北海道教育委員会に調達を依頼し、その他の学用品については市内の学用品店から調達する。
- ② 給与の対象
住家の全壊（全焼）、流失、半壊（半焼）又は床上浸水により学用品を喪失し、又は毀損し、修学上支障のある児童生徒に対し、救助法が適用された場合は市長が北海道知事の委任を受けて学用品を給与する。
- ③ 給与品目
 - ・教科書及び教材
 - ・文房具
 - ・通学用品
- ④ 給与状況の記録
学用品の給与を実施したときは、様式P6「学用品の給与状況」（様式第6号）にその状況を記録する。

3 文化財保全対策

文化財保護法（昭和25年法律第214号）、北海道文化財保護条例（昭和30年北海道条例第83号）及び土別市文化財保護条例（平成17年土別市条例第116号）等による文化財（有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、伝統的建造物群）の所有者並びに管理者は常に当該指定物件の保全、保護に当たり、災害が発生したときは、市教育委員会に被害状況を連絡するとともに、その復旧に努めるものとする。

なお、士別市に所在する指定文化財は、資料P34「指定文化財一覧」のとおりである。
(資料P33：「指定文化財一覧」)

第21節 住宅対策計画

主な本部関係部署 建設環境対策部建築班

この計画では、災害により住宅を失い、又は破損のため居住することができなくなった世帯に対する応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理等について定める。

1 住宅対策の実施

災害のために住宅に被害を受け、自己の資力により住宅の応急修理をすることができない被災者に対しては、技術者等を動員して応急修理を実施するものとする。

救助法が適用された場合の応急仮設住宅の設置については原則として北海道知事が行うが、知事から委任を受けた場合は市長（建設環境対策部建築班）が行う。

2 実施の方法

(1) 避難所

市長は、災害により住宅が被害を受け居住の場所を失った者を収容保護するため、必要に応じて公共施設等を利用し、避難所を開設する。(本章第5節「避難対策計画」(P78)参照。)

(2) 公営住宅の利用

市長は、災害のため住宅が被害を受け居住の場所を失った者を収容保護するため、必要に応じて空き公営住宅を利用する。

(3) 応急仮設住宅

市長は、災害により住宅が滅失した被災者の一時的な住居の安定を図るため、必要に応じて応急仮設住宅を建設する。救助法が適用された場合における基本的な事項は、次のとおりである。

① 入居対象者

原則として、住宅が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を確保できないものとする。

② 入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定は、市長が行う。なお、選定に当たっては、高齢者、身体障がい者などの災害時要配慮者を優先するものとする。

③ 建設型応急住宅の建設

建設型応急住宅の設置は原則として北海道知事が行い、事前に北海道知事から委任を受けた場合は、市長が行う。

④ 建設型応急住宅の建設用地

建設型応急住宅の建設用地は、原則として市有地とする。ただし、これによりがたいときは、適切な公有地及び私有地とする。

市は、災害時に建設型仮設住宅の設置が速やかに行われるよう、建設可能用地等について、あらかじめ把握するものとする。

⑤ 建設戸数

市長は、建設必要戸数を北海道知事に要請する。

⑥ 規模、構造、存続期間及び費用

応急仮設住宅の規模、構造、存続期間及び費用については、資料P35「災害救助法による救助の概要」のとおり。

⑦ 維持管理

北海道知事が設置した場合は、市長が委任を受けて維持管理する。

(4) 住宅の応急修理

① 応急修理対象者

住宅が半壊し、又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力で応急修理ができない者

大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者

② 応急修理実施の方法

応急仮設住宅の建設に準じて行う。

③ 修理の範囲と費用

修理の範囲及び費用については、資料P35「災害救助法による救助の概要」による。

(5) 災害公営住宅の整備

① 災害公営住宅は、大規模な災害が発生し、住宅の被害が次に掲げる状態のいずれか以上に達した場合に低所得被災世帯のため国庫から補助（割当）をうけて整備し、入居させるものとする。

- ・地震、暴風雨、洪水その他異常な天然現象による災害の場合
 - ・被災地全域の滅失戸数が500戸以上のとき。
 - ・1市町村の区域内の滅失戸数が200戸以上のとき。
 - ・滅失戸数がその市町村の区域内の住宅戸数の1割以上のとき。
- ・火災による場合
 - ・被災地域の滅失戸数が200戸以上のとき。
 - ・滅失戸数がその市町村の区域内の住宅戸数の1割以上のとき。

② 整備及び管理者

災害公営住宅は、市が整備し、管理するものとする。ただし、北海道知事が道において整備する必要を認めるときは道が整備し、整備後は公営住宅法（昭和26年法律第193号）第46条の規定による事業主体の変更を行って市に譲渡し、管理は市が行うものとする。

③ 整備管理等の基準

災害公営住宅の整備及びその管理は概ね次の基準によるものとする。

- ・入居者の条件
 - ・当該災害発生の日から3年間は当該災害により住宅を失った者であること。
 - ・月収214,000円以下（当該災害発生の日から3年を経過した後は、158,000円）で条例で定める金額を超えないこと。
 - ・現に同居し、又は同居しようとする親族があること。
 - ・現に住宅に困窮していることが明らかであること。
- ・構造
 - 再度の被災を防止する構造とする。
- ・整備年度
 - 原則として当該年度とし、やむを得ない場合は翌年度とする。
- ・国庫補助
 - ・建設、買取りを行う場合は当該公営住宅の建設、買取りに要する費用の3分の2。ただし、激甚災害の場合は4分の3
 - ・借上げを行う場合は住宅共用部分工事費の5分の2

3 資材等の斡旋、調達

市長は、建築資材、暖房用燃料等の調達が困難な場合は、道に斡旋を依頼する。

4 住宅の応急復旧活動

市長は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するものとする。

5 罹災証明

市民対策部調査班は、家屋の被害調査結果に基づき被災者に対する様式P7「罹災証明書」（様式第7号）の発行事務を行い、様式P8「罹災証明発行記録」（様式第8号）に記録する。なお、罹災証明の範囲は、基本法第2条第1号に規定する災害で、「家屋の全壊、流失、半壊、床上浸水、床下浸水、一部破損」とし、被災者に対し、遅滞なく罹災証明書の交付を行う。

（資料P34「災害救助法による救助の概要」）

第22節 被災宅地安全対策計画

主な本部関係部署 建設環境対策部建築班

この計画では、市において災害対策本部が設置されることとなる規模の地震又は降雨等の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、その被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害を軽減、防止し、住民の安全を図るため、被災宅地危険度判定士（以下「判定士」という。）を活用して実施する被災宅地危険度判定（以下「危険度判定」という。）について定める。

1 危険度判定の実施の決定

市長は、災害の発生による宅地の被害に関する情報に基づき、危険度判定の実施を決定したときは、危険度判定実施本部を設置するとともに、北海道知事に対し支援を要請する。

2 危険度判定の支援

北海道知事は、市町村長からの支援要請を受けたときは、危険度判定支援本部を設置し、北海道被災宅地危険度連絡協議会等に対し、判定士の派遣等を依頼する。

3 判定士の業務

判定士は次により被災宅地の危険度判定を行い、判定結果を表示する。

- ① 「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」に基づき、宅地ごとに調査票に記入し、判定を行う。
- ② 宅地の被害程度に応じて、「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」の3区分に判定する。
- ③ 判定結果は、当該宅地の見やすい場所（擁壁、のり面等）に判定ステッカーにより表示する。

区分	表示方法
危険宅地	赤のステッカーを表示する。
要注意宅地	黄のステッカーを表示する。
調査済宅地	青のステッカーを表示する。

4 危険度判定実施本部の業務

危険度判定実施本部は、建設水道対策部建築班内に置き、次の業務を行う。

- ① 宅地に係る被害情報の収集
- ② 判定実施計画の作成
- ③ 判定士・判定調整員の受入れ及び組織編成
- ④ 判定の実施及び判定結果の現地表示並びに住民対応
- ⑤ 判定結果の調整及び集計並びに関係機関への報告

5 事前準備

市は、災害発生に備え、道との連絡体制を整備するとともに、危険度判定に使用する資機材の備蓄に努める。

第23節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画

この計画では、災害により行方不明となった者の捜索及び遺体の収容処理埋葬の実施について定める。

1 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬の実施

行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬については、市長（健康福祉対策部救護班）が警察官の協力を得て行う。ただし、救助法が適用された場合には北海道知事の委任を受けて市長が行うこととなるが、遺体の処理のうち洗浄等の処置及び検案については北海道知事の委託を受けた日赤北海道支部が行う。

2 実施の方法

(1) 行方不明者の捜索

① 対象者

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情により既に死亡していると推定される者

② 捜索の実施

市長（健康福祉対策部救護班）は、災害の種別、規模等を勘案して捜査の方法及び期間を定め、警察官・消防機関に協力を要請し、捜索を実施する。なお、被災の状況によっては関係機関や地域住民の協力を求める。

③ 警察署への通報

市長（健康福祉対策部救護班）は、災害により行方不明者が発生したことを知ったときは、直ちに次の事項を土別警察署に通報する。

- ・行方不明者の人員数
- ・氏名、性別、年齢、容貌、特徴、着衣等
- ・行方不明となった日時
- ・行方不明者が発見されると考えられる地域
- ・その他行方不明の状況

(2) 遺体の収容処理

① 対象者

災害の際に死亡した者で、災害による社会混乱のためその遺族が遺体の処理を行うことができない者

② 収容処理の分担

- ・遺体の検案、洗浄、縫合、消毒等の処理は、日赤北海道支部が行う。
- ・遺体の一時保存は、市が行う。
- ・遺体見分は、警察署が行う。

③ 収容処理の方法

- ・市長（健康福祉対策部救護班）は、遺体を発見したときは、速やかに警察官の見分及び日赤北海道支部の検案を受け、次により処理する。
 - ・身元が判明しており、かつ、遺族等の引取人がある場合は、遺体を引き渡す。
 - ・身元が判明しない場合、遺族等による身元確認が困難な場合、又は引取人がいない場合は、遺体の洗浄、縫合、消毒、検案及び一時的な保存をすると同時に、遺体の特徴の記録及び所持品の保管を行う。
- ・遺体は到着順に収容し、遺品等を整理して納棺のうえ、その性別、推定年齢、遺品等を記録し、遺体収容所に安置する。
- ・遺体収容所は、公共施設等とするが、適切な既存建物がない場合は、天幕等を設置して遺体の収容所とする。

(3) 遺体の埋葬

① 対象者

災害時の混乱の際に死亡した者及び災害のため埋葬を行うことが困難な場合又は遺族のいない遺体

② 埋葬の方法

・遺族がいる遺体

遺体を火葬に付し、棺、骨つぼ等を遺族に支給するなど、現物給付をもって行う。

・遺族がいない遺体

遺体収容所に一定期間収容しても引取人のいない遺体については、火葬に付して無縁故者墓碑に合葬する。

・身元不明の遺体

身元不明の遺体は、士別警察署に連絡して調査するが、一定期間経過しても身元が判明しない場合は、行旅死亡人として取り扱う。

・協力要請

市において埋葬が実施できない場合は、関係機関や協定による協力を得て行う。

(4) 費用及び期間

資料P34「災害救助法による救助の概要」のとおり。

(資料P34：「災害救助法による救助の概要」)

第24節 障害物除去計画

主な本部関係部署 建設環境対策部土木班

この計画では、水害、山崩れ等の災害により、道路、住居又はその周辺に運ばれた土砂、樹木等で生活に著しい障害を及ぼしているものの除去について定める。

1 障害物除去の実施

(1) 道路、河川に障害を及ぼしているものの除去

道路法（昭和27年法律第180号）及び河川法（昭和39年法律第167号）に定めるそれぞれの管理者が、災害の規模や障害の状況等により相互に協力して行うものとする。なお、住居又はその周辺については、救助法が適用された場合は、北海道知事の委任により市長（建設水道対策部土木管理班）が行う。

(2) 鉄道等に障害を及ぼしているものの除去

鉄道事業法（昭和61年法律第92号）その他の法律により定められている当該施設の所有者が行うものとする。

2 障害物除去の対象

災害時における障害物の除去は、住民の生活に著しい支障及び危険を与え、又は与えると予想される場合並びにその他公共的立場から必要と認めたとときに行うものとし、その概要は次のとおりである。

- ① 住民の生命、財産等を保護するため、速やかにその障害物の除去を必要とする場合
- ② 交通の安全と輸送の確保のために障害物の除去を必要とする場合
- ③ 河川の流れを良くし、溢水の防止及び護岸等の決壊防止のために障害物の除去が必要と認められる場合
- ④ その他公共的立場から除去を必要とする場合

3 障害物除去の方法

- ① 市長（建設水道対策部土木管理班）は、自らの応急対策器具を用い、又は状況に応じ自衛隊及び土木業者の協力を得て、速やかに障害物の除去を行う。
- ② 障害物除去の方法は、原状回復ではなく、応急的な除去に限るものとする。

4 除去した障害物の集積場所

- ① 除去した障害物は、被災地周辺の遊休地又は別に指定する集積場に搬入するものとし、人命及び財産に被害を及ぼさず、また交通の障害とならない場所を選定する。
- ② 市長は、北海道財務局及び北海道と相互に連携しつつ、公共用地等の有効活用に配慮するものとする。

5 放置車両の除去

放置車両の除去については、本章第8節「交通応急対策計画」(P84)で定めるところによる。

第25節 応急土木対策計画

主な本部関係部署 建設環境対策部土木班
上下水道班

この計画では、災害時における公共土木施設及びその他土木施設（以下「土木施設」という。）の災害応急対策について定める。

1 災害の原因及び被害種別

(1) 災害の原因

- ① 融雪、雪崩及び異常気象等による出水
- ② 山崩れ
- ③ 地すべり
- ④ 土石流
- ⑤ がけ崩れ
- ⑥ 地震

(2) 被害種別

- ① 路面及び路床の流失・埋没
- ② 橋梁の流失
- ③ 河川の決壊及び埋没
- ④ 堤防の決壊
- ⑤ ダム、ため池等えん堤の流失及び決壊
- ⑥ 下水道管渠の蛇行、閉塞、亀裂及び処理場の冠水

2 応急土木復旧対策

(1) 応急土木復旧の実施

災害時における土木施設の応急復旧等は、当該施設の管理者が実施する。市の土木施設については、市長（建設環境対策部土木管理班、上下水道班）が実施する。

(2) 応急対策及び応急復旧対策

災害時における被害の発生を予防し、また被害の拡大を防止するための施設の応急措置及び応急復旧対策は、次に定めるところによる。

① 応急措置の準備

- ・所管の施設につき、あらかじめ防災上必要な調査を実施し、応急措置及び応急復旧を実施するための資機材の備蓄及び調達方法を定めておく。
- ・災害の発生が予想されるときは、所管の施設を巡回監視し、周囲の状況及び推移等を的確に判断して応急対策の万全を期する。

② 応急措置の実施

所管の施設の防護のため、補強等の防護措置を講ずるとともに、緊急の必要があると認めるときは、応急公用負担を実施する。また、市のみでは応急措置を実施するのが困難な場合は、北海道、近隣市町村、関係機関、自衛隊等の応援を要請する。

③ 応急復旧

災害が終息したときは、速やかに現地の状況に即した方法により、前記②に定めるところに準じて応急復旧を実施する。

(3) 関係機関等の協力

関係機関等は、法令及び防災業務計画等に定めるところにより、それぞれ必要な応急措置を実施するとともに、当該施設の管理者が実施する応急措置等が円滑に実施されるよう相互に協力する。

(資料P63 : 「各種協定一覧」)

第26節 農林業対策計画

主な本部関係部署 経済対策部農業班
畜産・林務班

この計画では、災害時における農林業の災害応急対策について定める。

1 農林業対策の実施

災害時における農林業の応急対策は、市長（経済対策部農業班、畜産林務班）が実施する。

2 被害状況の把握

市長は、応急対策策定のため、次に掲げる事項の被害状況を調査する。

- ① 農地
- ② 農作物
- ③ 農業用施設
- ④ 家畜
- ⑤ 林地
- ⑥ 治山施設
- ⑦ 林道
- ⑧ 林産物

3 応急対策

(1) 農作物対策

市長は、北ひびき農業協同組合、上川北農業共済組合及び上川農業改良普及センターと連携して農作物及び農地の被害状況に応じて次の応急措置をとる。

- ① 冠水後の農作物への応急措置の指導
- ② 病虫害発生予防措置の指導
- ③ 薬剤、資機材の供給、農薬の散布
- ④ 農作物の生産管理技術の指導

(2) 家畜の飼料対策

市長は、被災農家の家畜飼料の確保ができないときは、応急飼料、転飼場所及び再播用飼料作物種子の斡旋区分により、次の事項を明らかにした文書をもって上川総合振興局を通じ北海道（農政部）に応急飼料の斡旋を要請する。なお、家畜の防疫については、本章第17節「防疫計画」5家畜防疫（P95）の定めるところによる。

- ① 飼料（再播用飼料作物種子を含む。）
 - ・家畜の種類及び頭羽数
 - ・飼料の種類及び数量（再播用種子については、種類、品質及び数量）
 - ・購入予算額
 - ・農家戸数等の参考となる事項
- ② 転飼
 - ・家畜の種類及び頭羽数
 - ・転飼希望期間
 - ・管理方法（預託、付添等）
 - ・転飼予算額
 - ・農家戸数等の参考となる事項

第27節 労務供給計画

主な本部関係部署 総務対策部総務班

この計画では、災害時における応急対策を迅速かつ円滑に実施するために必要な労働力の確保について定める。

1 労働力の確保・供給の実施

市長（総務対策部総務班）は、災害時における応急対策に必要な労働要員の確保・供給に当たる。

2 労働力の確保・供給の方法

(1) 協力団体等に対する動員要請

協力団体等（各種協定締結団体等）、自治会・自治会連合会組織等に対して労働要員の動員を要請する。

(2) 労務の範囲

- ① 被災者の避難
- ② 医療、助産の移送
- ③ 被災者救出のための機械器具、資材の運搬、操作
- ④ 飲料水の供給のための運搬、操作、浄水用薬品の配布
- ⑤ 救援物資の支給
- ⑥ 遺体の捜索及び処理
- ⑦ 土木作業、清掃作業
- ⑧ その他災害応急対策等に必要な作業

(3) 旭川公共職業安定所士別出張所に対する求人申込み

市において労働要員の雇用が困難な場合は、旭川公共職業安定所士別出張所に対して、次の事項を明らかにして求人の申込みを行う。

- ① 職業別、所要労働者数
- ② 作業場所及び作業内容
- ③ 期間及び賃金等の労働条件
- ④ 宿泊施設等の状況
- ⑤ その他必要な事項

3 賃金及びその他の費用負担

- ① 労働者に対する賃金は、市内における同種の業務及び同程度の技能について支払われる賃金水準を上回るよう努めるものとする。
- ② 救助法が適用された場合は、救助法の定めるところによる。

第28節 ヘリコプター要請・活用計画

主な本部関係部署 総務対策部総務班

この計画では、災害時における消防防災ヘリコプターの要請・活用について定める。

1 基本方針

市は、市内において大規模な災害が発生し、迅速かつ的確な応急対策の実施のために必要がある場合は、「北海道消防防災ヘリコプター応援協定」の定めにより、広域的、機動的に活動できる消防防災ヘリコプターの応援を要請してその活用を図る。

2 応援要請

(1) 要請の要件

市長（総務対策部総務班）は、市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、次の各号のいずれかに該当する場合は、北海道知事に対して消防防災ヘリコプターの応援を要請することができる。

- ① 市（士別消防署）の消防力によっては、応急対策が著しく困難な場合
- ② 災害が隣接する市町村に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- ③ その他消防防災ヘリコプターによる活動が最も有効と認められる場合

(2) 要請の方法

市長から北海道知事（防災消防課防災航空室）に対する要請は、電話により次の事項を明らかにして行うとともに、速やかにファクシミリにより様式P9「北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票」（様式第9号）を提出する。

- ① 災害の種類
- ② 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
- ③ 災害現場の気象状況
- ④ 災害現場の最高指揮者の職、氏名及び災害現場との連絡方法
- ⑤ 消防防災ヘリコプターの離着陸する場所及び地上支援体制
- ⑥ 応援に要する資機材の品目及び数量
- ⑦ その他必要な事項

(3) 要請先

北海道総務部危機対策局危機対策課防災航空室
電話 011-782-3233 FAX 011-782-3234

3 活動内容

消防防災ヘリコプターの活動内容は、概ね次に掲げるところによる。

(1) 災害応急対策活動

- ① 被災状況調査などの情報収集活動
- ② 救援物資、人員、資機材等の搬送

(2) 救急・救助活動

- ① 傷病者、医師等の搬送
- ② 被災者の救助・救出

(3) 火災防衛活動

- ① 空中消火
- ② 消火資機材、人員等の搬送

(4) その他ヘリコプターの活用が有効と認められる場合

4 支援体制

(1) 離着陸場

安全対策等の措置が常時なされている場所、又は災害発生時において迅速に措置できる離着陸場を確保する。

(2) 支援体制

- ① 陸上支援
離着陸の安全確保のため、地上支援要員や駐機スペースの確保を図る。
- ② 受入体制
受入れに当たっては、所要資機材、宿泊施設等の確保を図る。

第29節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画

主な本部関係部署 総務対策部総務班

この計画では、災害に際して人命救助又は財産保護のため必要があると認める場合の自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づく自衛隊の災害派遣要請について定める。

1 災害派遣要請

(1) 市長からの派遣要請要求

市長は、災害派遣の必要があると認めるときは、次の事項を明らかにした文書（様式P10様式第10号）をもって北海道知事（上川総合振興局長）に自衛隊の派遣要請を要求する。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等により要求し、速やかに文書を提出するものとする。

また、派遣要請を要求した場合は、その内容を指定部隊（陸上自衛隊名寄駐屯地第3即応機動連隊）にも連絡するものとする。

- ① 災害の情况及び派遣を要請する理由
- ② 派遣を希望する期間
- ③ 派遣を希望する区域及び活動内容
- ④ 派遣部隊が展開できる場所
- ⑤ 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項

(2) 緊急時の派遣要求

市長は、人命の緊急救助に関し、北海道知事（上川総合振興局長）に派遣要請を要求するいとまがないとき、又は通信の途絶等により北海道知事（上川総合振興局長）と指定部隊（陸上自衛隊名寄駐屯地第3即応機動連隊）との連絡が不能であるなどの場合は、直接指定部隊等の長に派遣要求できるものとする。この場合は、事後において速やかに北海道知事（上川総合振興局長）に連絡し、上記(1)の手続を行う。

(3) 連絡先

機関	担当部署	電話番号
北海道上川総合振興局	地域創生部地域政策課（防災担当）	0166-46-5918 92-6-550-2191
自衛隊	陸上自衛隊第2師団 名寄駐屯地第3即応機動連隊第3科	01654-3-2137 内線230（当直302）

(4) 受入体制

① 派遣部隊到着前の措置

北海道知事（上川総合振興局長）又は指定部隊から災害派遣の通知を受けたときは、次により措置する。

- ・派遣部隊本部は、士別市災害対策本部内に置く。
- ・派遣部隊の宿泊所、車両、機械等の展開場所は、原則市有地及び市有施設を提供する。
- ・派遣部隊との連絡責任者は総務対策部長とし、連絡員は総務班員とする。
- ・派遣部隊到着と同時に作業開始できるよう、本部会議において作業計画を樹立しておく。

② 派遣部隊到着後の措置

- ・派遣部隊の責任者と作業計画について協議・調整する。
- ・派遣部隊の到着後及び必要に応じて次の事項を上川総合振興局経由で北海道に報告する。
 - ・派遣部隊の長の職氏名
 - ・隊員数
 - ・到着日時
 - ・従事している作業内容及び進捗状況
 - ・その他参考となる事項

(5) 経費の負担

① 次の経費は、市が負担する。

- ・資材費及び機器借上料
- ・電話料及びその施設費
- ・電気料
- ・水道料
- ・汲取料

② その他の必要経費については、自衛隊及び関係機関において協議のうえ定めるものとする。

③ 派遣部隊は、関係機関又は民間から宿泊・給食の施設、設備等の提供を受けた場合には、これを利用することができる。

2 派遣活動

災害派遣地における自衛隊の支援活動は、次のとおりである。

- ① 被害状況の把握
- ② 避難の援助
- ③ 遭難者等の捜索救助活動
- ④ 水防活動
- ⑤ 消防活動
- ⑥ 道路又は水路の啓開
- ⑦ 応急医療、救護及び防疫
- ⑧ 人員及び物資の緊急輸送
- ⑨ 炊飯及び給水
- ⑩ 物資の無償貸付又は譲与
- ⑪ 危険物の保安及び除去
- ⑫ その他

3 自衛隊の自主派遣

自衛隊は、災害の発生が突発的で、その救助が特に急を要し、北海道知事の要請を待ついとまがない場合は、次に掲げる基準により自主的に部隊等を派遣する。

- ① 関係機関に対して災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- ② 北海道知事が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救助の措置をとる必要があると認められること。
- ③ 航空機事故の発生を探知した場合、又は近傍等での災害発生に際し、直ちに人命救助の措置をとる必要があると認められること。
- ④ その他特に緊急を要し、北海道知事の要請を待ついとまがないと認められること。

4 自衛隊との情報交換及び連携強化

自衛隊及び北海道・市・関係機関は、収集した情報を相互に交換するものとする。また、救援活動が適切かつ効率的に実施できるよう連絡調整に努める。

5 災害派遣時の権限

災害派遣時の自衛官は、自衛隊法、基本法その他の法令に基づき市長、警察官等職権を行う者がその場にいらない場合に限り、次の措置を行うことができる。

なお、この場合は、部隊等の指揮官の命令によるものとし、緊急を要し指揮官の命令を待ついとまがない場合は、この限りでない。

- ① 住民等の避難等の措置（自衛隊法第94条第1項、警察官職務執行法第4条）
- ② 他人の土地等への立入り（自衛隊法第94条第1項、警察官職務執行法第6条第1項）
- ③ 警戒区域の設定等（基本法第63条第3項）
- ④ 他人の土地等の一時使用等及び被災工作物等の除去等（基本法第64条第8項）
- ⑤ 住民等への応急措置業務従事命令（基本法第65条第3項）
- ⑥ 自衛隊要緊急通行車両の円滑な通行確保のための車両等の移動措置命令等（基本法第76条の3第3項）

6 撤収要請

市長は、災害派遣の目的が達成されたとき、又はその必要がなくなったときは、北海道知事（上川総合振興局長）及び派遣部隊の長と協議のうえ、文書（様式P11様式第11号）により北海道知事（上川総合振興局長）に対し派遣部隊の撤収要請を要求する。

第30節 広域応援計画

主な本部関係部署 総務対策部総務班

この計画では、大規模災害時、災害応急対策を円滑に実施するための広域応援対策について定める。

1 応援要請

(1) 協定等に基づく応援要請

大規模災害時に、市単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、市長は、「災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」、「北海道広域消防相互応援協定」などに基づく応援を要請する。

(2) 北海道知事に対する応援要請

- ① 大規模災害時に、市単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、市長は、北海道知事に対し応援を求め、又は応急対策の実施を要請する。
- ② 北海道知事が内閣総理大臣から他の都府県の災害発生市町村長の応援を求められたことに伴い、当該災害発生市町村長の応援を市に求めた場合、市長は、必要と認める事項について応援協力に努める。

2 受入体制

(1) 連絡調整

市長（総務対策部総務班）は、北海道や他の市町村等の応援活動が円滑に行われるよう、連絡調整責任者を定め、連絡調整を行う。

(2) 受入体制

市長は、応援活動が円滑に実施されるように、作業内容、作業場所、宿泊施設その他必要な受入体制を確立する。

(資料P63：「各種協定一覧」)

第31節 職員応援派遣計画

主な本部関係部署 総務対策部総務班

この計画では、災害応急対策又は災害復旧対策のため必要がある場合に行う、指定地方行政機関及び指定公共機関に対する職員の派遣要請並びに北海道知事に対する派遣の斡旋要請について定める。

1 派遣要請及び派遣の斡旋要請

(1) 派遣要請

市長（総務対策部総務班）は、災害応急対策又は災害復旧のために必要があるときは、指定地方行政機関の長又は指定公共機関に対して職員の派遣を要請することができる。

(2) 派遣の斡旋要請

市長（総務対策部総務班）は、災害応急対策又は災害復旧のために必要があるときは、北海道知事に対して指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関、他の地方公共団体、地方独立行政法人の職員の派遣について斡旋を求めることができる。

2 要請手続等

- ① 職員の派遣を要請するときは、次の事項を明らかにした文書をもって行うものとする。
 - ・派遣を要請する理由
 - ・派遣を要請する職員の職種別人員数
 - ・派遣を必要とする期間
 - ・派遣される職員の給与その他の勤務条件
 - ・その他職員の派遣について必要な事項
- ② 職員の派遣の斡旋を求めるときは、次の事項を明らかにした文書をもって行うものとする。
 - ・派遣の斡旋を求める理由
 - ・派遣の斡旋を求める職員の職種別人員数
 - ・派遣を必要とする期間
 - ・派遣される職員の給与その他の勤務条件
 - ・その他職員の派遣のあつ旋について必要な事項

3 派遣職員の身分取扱い

- ① 派遣職員の身分取扱いは、原則として職員派遣側（以下「派遣側」という。）及び職員派遣受入側（以下「受入側」という。）の双方の身分を有するものとし、双方の法令、条例及び規則（以下「関係規定」という。）の適用を受ける。ただし、双方の関係規定に矛盾が生じた場合は、双方協議のうえ決定する。また、受入側は、その派遣職員を定数外職員とする。
- ② 派遣職員の給与等の双方負担区分は、指定地方行政機関及び指定公共機関の職員については、基本法第32条第2項及び同法施行令第18条の規定により、また地方公共団体の職員については、地方自治法第252条の17の規定によるものとする。
- ③ 派遣職員の分限及び懲戒は、派遣側が行うものとする。ただし、地方自治法第252条の17に規定する地方公共団体相互間の派遣については、双方協議のうえ決定するものとする。
- ④ 派遣職員の服務は、受入側の規定を適用するものとする。
- ⑤ 受入側は、災害派遣職員に対し災害派遣手当を支給することができる。

第32節 防災ボランティアとの連携計画

主な本部関係部署 総務対策部企画班

この計画では、災害時における各種ボランティア団体等との連携について定める。

1 ボランティア団体等の協力

市は、各種ボランティア団体等からの協力の申込み等により、災害応急対策の実施に関する協力を受ける。

2 ボランティアの受入れ

市長（総務対策部企画班）は、士別市社会福祉協議会に災害ボランティアセンターの設置を求め、社会福祉協議会等と連携してボランティアの受入れ、調整に当たる。

ボランティアの受入れに当たっては、被災地のニーズを反映し、高齢者介護や外国語会話力などの技能が効果的に生かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティア活動の拠点を提供するなどの支援に努める。

3 ボランティア団体等の活動

ボランティア団体等の協力を受ける活動内容は、概ね次のとおりとする。

専門ボランティア	一般ボランティア
① 救急・救助	① 災害・安否・生活情報の収集、伝達
② 医療・看護	② 炊出しその他の災害救助活動
③ 高齢者・障がい者等の介護	③ 高齢者・障がい者等の介護、介護補助
④ 非常通信	④ 清掃及び防疫
⑤ 特殊車両等の操作	⑤ 災害応急対策物資、資材の輸送及び配分
⑥ 被災建築物の応急危険度判定	⑥ 災害復旧現場での危険を伴わない軽作業

⑦ 外国語通訳、手話、アマチュア無線	⑦ 災害応急対策事務の補助
⑧ 被災者の心のケア	
⑨ 被災母子のケア	
⑩ 被災動物の保護・救助	
⑪ ボランティア・コーディネート	

4 ボランティア活動の環境整備

市長（総務対策部企画班）は、日本赤十字社北海道支部、社会福祉協議会及びボランティア団体等との連携を図り、災害時におけるボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。そのため、必要に応じて防災ボランティア現地対策本部を設置し、その活動を支援するとともに、活動拠点となる施設等の提供を行う。また、平常時の防災ボランティア登録、研修制度の充実に努める。

第33節 災害義援金募集配分計画

主な本部関係部署 健康福祉対策部救護班

この計画では、災害による被災者を救護するための災害義援金の募集及び配分について定める。

1 義援金の募集及び配分

日赤は、全国各地からの義援金受付窓口を設置し、義援金の受入れを実施するとともに、日赤北海道支部が義援金配分委員会（以下「委員会」という。）を設置し、被害状況に応じて義援金を被災者に配分する。なお、委員会の運営方法に関する委員会会則等は資料編に掲載のとおり。

市長（健康福祉対策部救護班）は、全国各地からの義援金を受け付けるとともに、提供者の意向を尊重し、被害状況に応じて義援金を配分する。

（資料P41：北海道災害義援金募集（配当）委員会会則、災害義援金募集（配分）事業要綱骨子）

第34節 災害応急金融計画

主な本部関係部署 健康福祉対策部救護班

この計画では、災害の応急復旧及び被災者の速やかな立直りを期すために活用する応急金融について定める。

1 応急金融制度の活用

災害による被害の応急復旧及び被災者の速やかな立直りを期すため、生活福祉資金、母子・寡婦福祉資金など応急金融制度の活用を図る。

（資料P43：各種融資制度の概要）

第35節 災害救助法の適用と実施

主な本部関係部署 総務対策部総務班

この計画では、救助法を適用し、同法に基づき実施する応急救助活動について定める。

1 救助法による救助の実施

救助法による救助は、北海道知事が行う。ただし、市長は、北海道知事から救助の実施について、個別の災害ごとに救助に関する事務の一部を委任された場合は、自らの判断と責任において救助を実施する。

2 救助法の適用基準

1 災害が発生した場合

救助法による救助は、市の区域で次に掲げる程度の災害が発生した場合において、当該災害に係り現に救助を必要とする者に対して行う。

2 災害が発生するおそれがある場合

災害が発生するおそれがある段階において、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置し、所管区域を告示した場合で、当該所管区域内の市において現に救助を必要とする者に対して行う。

被害区分 市の人口	市町村単独の場合	相当広範囲な場合(全道2,500)世帯以上	被害が全道にわたり、12,000世帯以上の住家が滅失した場合
	住家滅失世帯数	住家滅失世帯数	
士別市 15,000人以上 30,000人未満	50	25	市の被害状況が特に救助を必要とする状態にあると認められたとき。

1 住家被害の判定基準

- ・滅失＝全壊、全焼、流失

住家が全部倒壊、流失、埋没、焼失したもの又は損壊が甚だしく、補修により再使用することが困難で、具体的には、損壊、焼失又は流出した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達したもの、又は住家の主要な要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、50%以上に達した程度のもの。

- ・半壊、半焼＝2世帯で滅失1世帯に換算

住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分の床面積が、その住家の延床面積の20～70%のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、20%以上50%未満のもの。

- ・床上浸水＝3世帯で滅失1世帯に換算

床上浸水、土砂の堆積等により、一時的に居住することができない状態となったもの。

2 世帯の判定

- ① 生計を一にしている実態の生活単位をいう。
- ② 会社又は学生の寮等は、各々が独立した生計を営んでいると認められる場合、個々の生活実態に即し判断する。

3 救助法の適用手続

- ① 市長は、市における災害が救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当するおそれがある場合には、直ちにその旨を上川総合振興局長に報告しなければならない。
- ② 災害の事態が急迫し、北海道知事による救助の実施を待ついとまがない場合は、市長は、救助法の規定による救助を行い、その状況を直ちに上川総合振興局長に報告し、その後の措置について指示を受けなければならない。

- ③ 上川総合振興局長は、市長からの報告又は要請に基づき、救助法を適用する必要があると認めるときは、直ちに適用することとし、その旨を市長に通知するとともに、北海道知事に報告する。北海道知事は、上川総合振興局長から災害救助法の適用について報告があった場合は、直ちに告示するとともに、内閣総理大臣に報告しなければならない。

4 救助の実施と種類

北海道知事は、救助法が適用された場合には、同法に基づき次に掲げるもののうち、必要と認める救助を実施する。

なお、北海道知事は、市長が実施した方がより迅速に災害に対処できると判断される次に掲げる救助の実施について、市長へ個別の災害ごとに救助に関する事務を通知により委任する。

1 災害が発生した場合

救助の種類	実施期間	実施者区分
避難所の設置	7日以内	市・日赤道支部
応急仮設住宅の供与	20日以内に着工 建設工事完了後3か月以内 ※特定行政庁の許可を受けて2年以内に延長可能	対象者、対象箇所の選定＝市 設置＝北海道（ただし、委託したときは市）
炊出しその他による食品の給与	7日以内	市
飲料水の供給	7日以内	市
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	10日以内	市
医療	14日以内	医療班＝北海道・日赤道支部 （ただし、委任したときは市）
助産	分娩の日から7日以内	医療班＝北海道・日赤道支部 （ただし、委任したときは市）
災害にかかった者の救出	3日以内	市
住宅の応急修理	3か月以内 （国の災害対策本部が設置された場合は6か月）	市
学用品の給与	教科書等 1か月以内 文房具等 15日以内	市 市
埋葬	10日以内	市
遺体の捜索	10日以内	市
遺体の処理	10日以内	市・日赤道支部
障害物の除去	10日以内	市

(注) 期間については、すべて災害発生の日から起算することとし、内閣総理大臣の承認を得て実施期間を延長することができる。

2 災害が発生するおそれがある場合

救助の種類	実施期間	実施者区分
避難所の設置	救助を開始した日から、災害が発生しないと判明し、現に救助の必要がなくなった日まで	市

(資料P34：災害救助法による救助の概要)

5 基本法と救助法の関連

基本法の定めるところによる災害について、救助法が適用された場合における救助事務の取扱いについては、救助法の適用時期等によりその責任を明らかにしなければならない。

6 被災者生活再建支援金

被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に基づき、自然災害により居住する住宅が全壊した世帯その他これと同等の被害を受けたと認められる世帯で、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難な場合には、申請により被災者生活再建支援金が支給される。

(資料P43：各種融資制度の概要)